

河内長野市

公共施設等総合管理計画



平成27年9月策定
令和4年1月改訂

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

河内長野市では、平成27(2015)年に国連サミットにおいて採択されたSDGs(Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標)「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をめざし、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組むこととしています。

本計画は、SDGsの17の目標のうち、次の目標の達成に向けた取り組みを推進するものです。



目標11【持続可能な都市】包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する。

目次

序章 はじめに	1
序章-1. 背景と目的	1
序章-2. 計画の対象範囲	2
第1章 公共施設等の現況と将来の見通し	3
1-1. 公共施設等の状況	3
(1) 公共建築物の現況と将来の見通し	3
(2) インフラ施設の現況と将来の見通し	8
1-2. 総人口や年代別人口についての今後の見通し	18
1-3. 財政状況と公共施設等の維持管理・更新に必要な経費の見込みと必要な経費に充当可能な基金等の財源の見込み	19
(1) 歳入	19
(2) 歳出	20
(3) 財政シミュレーション	21
(4) 基金の状況	21
(5) 有形固定資産減価償却率の推移	22
(6) 公共施設等の維持管理・更新に必要な経費の見込み	22
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	26
2-1. 計画期間	26
2-2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	26
2-3. 現状や課題に関する基本認識	26
(1) 公共施設等の維持管理・更新等への対応	26
(2) 人口減少及び少子高齢化社会到来への対応	26
(3) 財政状況に見合った維持管理・更新への対応	27
2-4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	27
(1) 公共建築物	27
(2) インフラ施設	28
(3) 実施方針等	28
2-5. 過去に行った対策の実績	31
第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	33
3-1. 施設類型ごとの管理に関する考え方	33
3-2. 公共建築物	33
3-3. インフラ施設	34

序章 はじめに

序章－1. 背景と目的

本市は、昭和29年(1954年)の町村合併により誕生し、その後、公共の福祉、市民生活の向上、社会経済活動を支えるために福祉施設、社会教育施設、学校教育施設、市営住宅等の公共建築物と、道路、橋梁、上下水道施設等のインフラ施設を建設し、その役割を果たしてきました。

しかしながら、人口の減少、本格的な少子高齢化社会等が到来し、今後もより一層その傾向が進み、社会経済状況が大きく変化しようとしている中において、こうした公共施設等は、経年による老朽化が進むだけでなく、現時点を含めて、今後の公共施設等に求められる新しいニーズに対応できなくなってきました。

また、本市の財政状況は、少子高齢化の影響から、税収が減少、扶助費などの義務的経費が増加し、非常に厳しい状況になっていきます。このため、現在ある公共施設等のすべてを適正なままの姿で維持していくための経費の確保は、益々、困難な状況となっていきます。

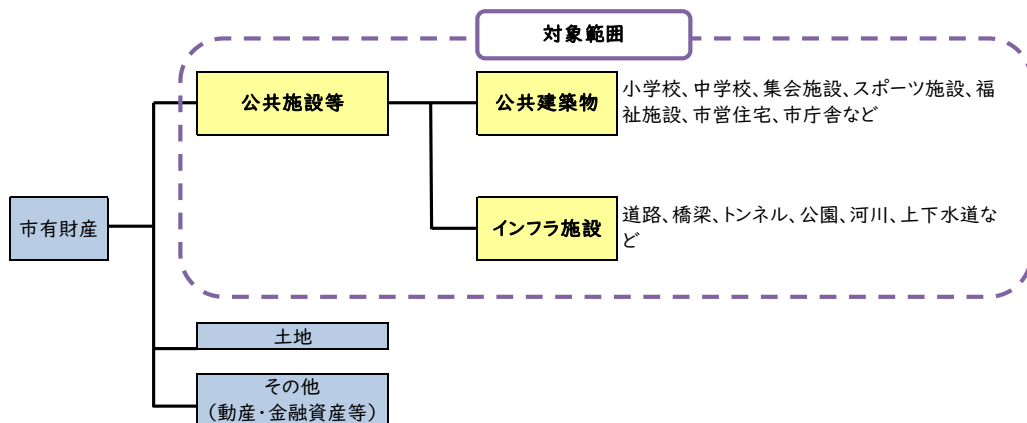
こうした公共施設等の維持・更新問題に対応していくため、持続可能で新たなニーズへの対応において、今まで果たしてきた役割を維持しながらの整理(最小化・長寿命化)と今後必要とする新たな役割の構築(最適化)の両面で考えていくという「公共施設の維持保全・有効活用方針」を平成26年度に策定し、平成27年度には計画的な維持管理・更新に取り組み、利活用される市民の方々の安心・安全の確保、新たなニーズに対応し、中長期的な視点からのコストの縮減や平準化を行うことを目的に、より具体的な点検・診断、維持管理や修繕・更新等の実施方針として「公共施設等総合管理計画」を策定しました。

こののち、平成30年度に比較的大きな公共建築物を対象とした「公共施設等の維持保全・有効活用計画」を、令和元年度に「公共施設再配置計画」を策定し、令和2年度には、個々の公共建築物の維持管理や修繕・更新への取組みとともに公共施設マネジメントへの取組みを含めた「公共施設個別施設計画」を策定し、その取組みを進めてきました。

今回の改訂は、平成27年度の計画策定後の取組みや市を取り巻く状況の変化を踏まえて行うものです。

序章-2. 計画の対象範囲

本市の所有する財産のうち、すべての公共施設等（公共建築物及びインフラ施設）及び当該施設が立地する土地を対象とします。



保有施設			
類型区分	大分類	中分類	小分類
公共建築物	市民利用施設	市民の活動や学習施設	市域文化系施設 地域文化系施設 社会教育系施設
		スポーツ・公園施設	スポーツ施設（建築系施設） 公園施設等
		福祉施設	福祉施設 高齢福祉施設 障がい者支援施設
		子ども向け施設	学校施設等 学校給食施設 児童施設・児童福祉施設
		保健・衛生の向上を図る施設	保健施設 火葬施設 衛生施設
		産業・観光の振興を図る施設	産業・観光振興施設
		都市基盤施設	都市基盤施設
	行政施設	庁舎等	庁舎等施設 其他施設 消防施設
	公営企業施設	公営企業施設	上水道施設 下水道施設
	インフラ施設	スポーツ施設	スポーツ施設
道路等		道路	道路
		橋梁	橋梁
		トンネル	トンネル
公園		公園、緑地	公園、緑地
河川等		河川 調整池	河川 調整池
その他インフラ施設	その他インフラ施設	その他インフラ施設	
企業会計施設	上水道	上水管路	上水管路
		浄水場	浄水場
	下水道	配水池・ポンプ室等	配水池・ポンプ室等
		下水管路（污水）	下水管路（污水）
		処理場	処理場
		ポンプ施設	ポンプ施設
		滝畑浄化センター	滝畑浄化センター
		公共浄化槽	公共浄化槽
下水管路（雨水）	下水管路（雨水）		

第1章 公共施設等の現況と将来の見通し

1-1. 公共施設等の状況

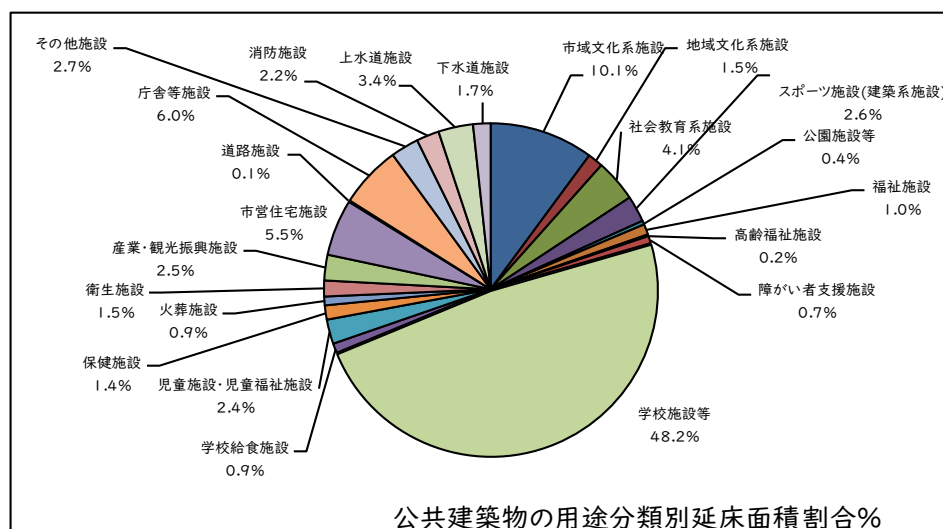
(1) 公共建築物の現況と将来の見通し

本市が所有する建築物の総延床面積は約 284,943 m² (公営企業施設を除くと 270,526 m²) で、そのうち最も多いものが学校施設を含む子ども向け施設で 146,883 m² (公営企業を除く公共建築物の約 54%) となっています。

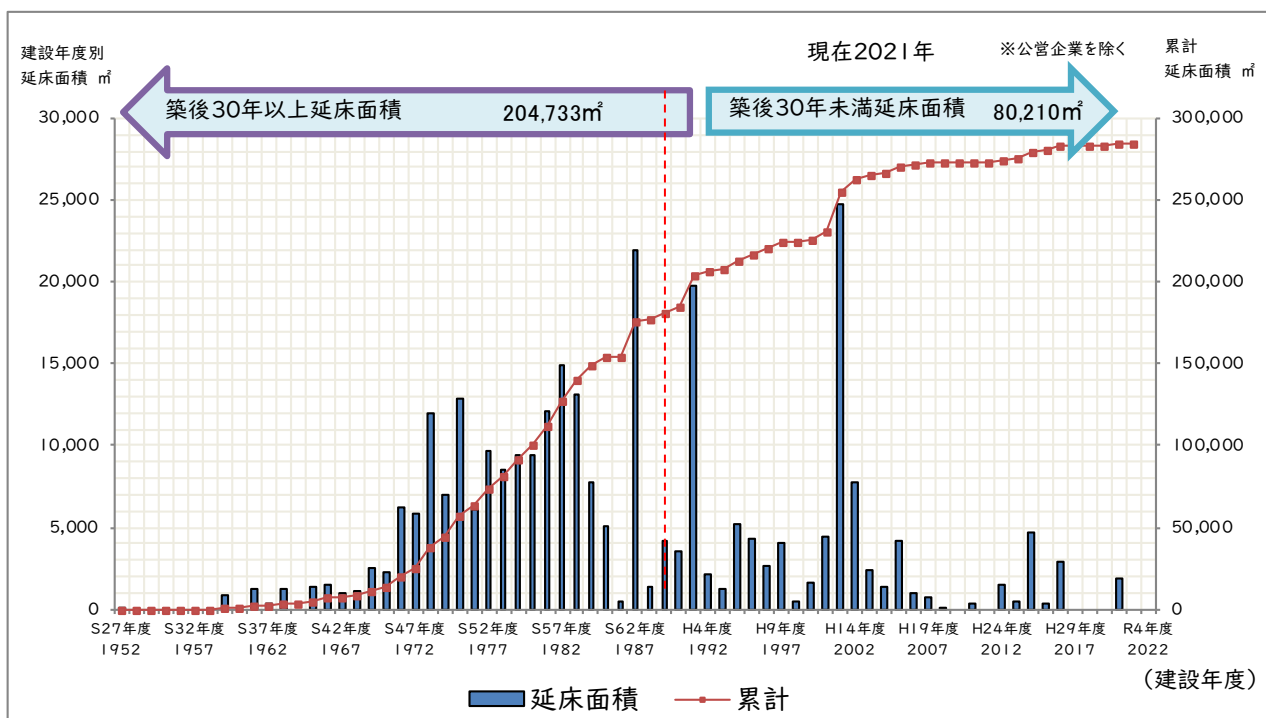
【公共建築物の用途分類別保有量一覧】

類型区分	大分類	保有施設		公営企業を含む		公営企業を除く割合(%)
		中分類	中分類延床面積	延床面積(m ²)	割合(%)	
公共建築物	市民利用施設	市民の活動や学習施設	市域文化系施設	44,681	15.7%	16.5%
			地域文化系施設			
			社会教育系施設			
		スポーツ・公園施設	スポーツ施設(建築系施設)	8,359	2.9%	3.1%
			公園施設等			
		福祉施設	福祉施設	5,415	1.9%	2.0%
			高齢福祉施設 障がい者支援施設			
	子ども向け施設	学校施設等	146,883	51.5%	54.3%	
		学校給食施設				
		児童施設・児童福祉施設				
	保健・衛生の向上を図る施設	保健施設	10,791	3.8%	4.0%	
		火葬施設				
		衛生施設				
産業・観光の振興を図る施設	産業・観光振興施設	7,118	2.5%	2.6%		
	都市基盤施設	都市基盤施設	市営住宅施設	16,043	5.6%	5.9%
	道路施設					
行政施設	庁舎等	庁舎等施設	31,236	11.0%	11.5%	
		その他施設				
		消防施設				
公営企業施設	公営企業施設	上水道施設	14,417	5.1%		
		下水道施設				
合計				284,943	100%	100%

【公共建築物の用途分類別延床面積割合】

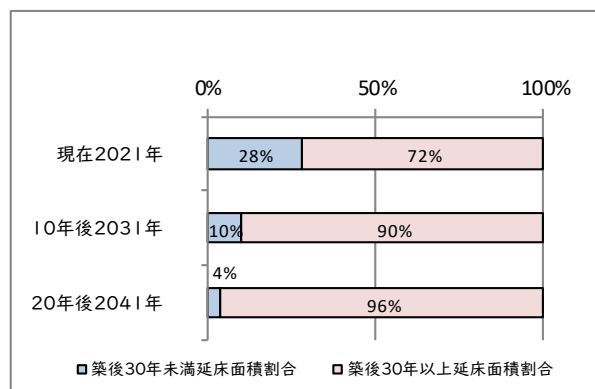
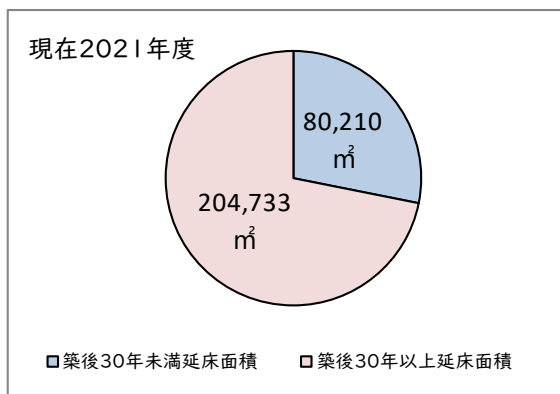


【公共建築物の建設年別整備延床面積と築後30年以上と未満の延床面積と累計】



【公共建築物の築後30年以上となる延床面積とその割合推計】

【西暦は年度を示しています】

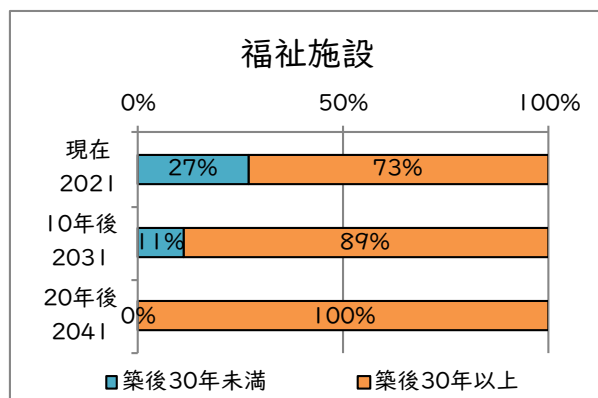
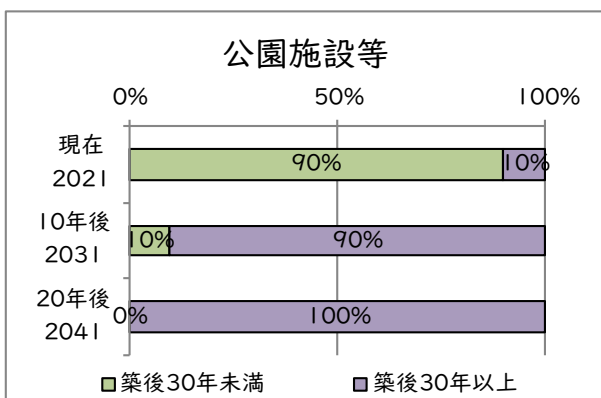
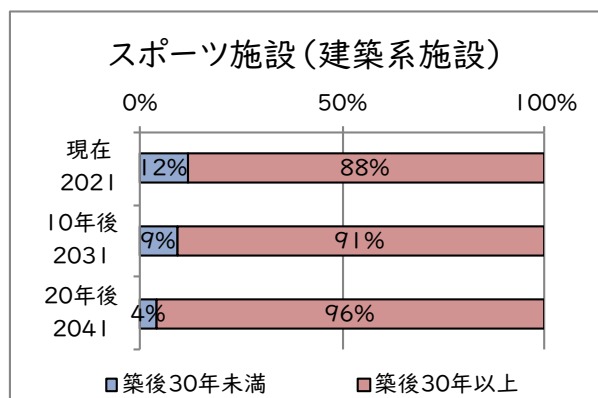
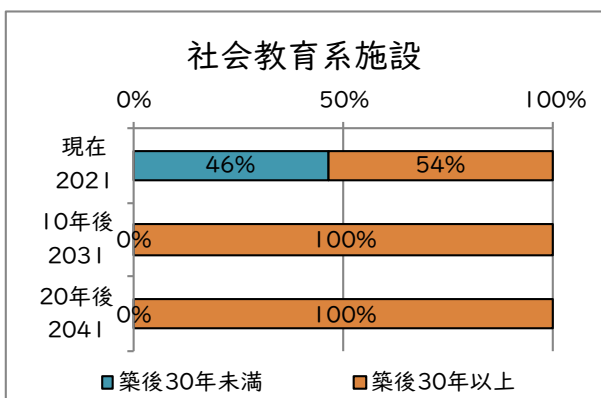
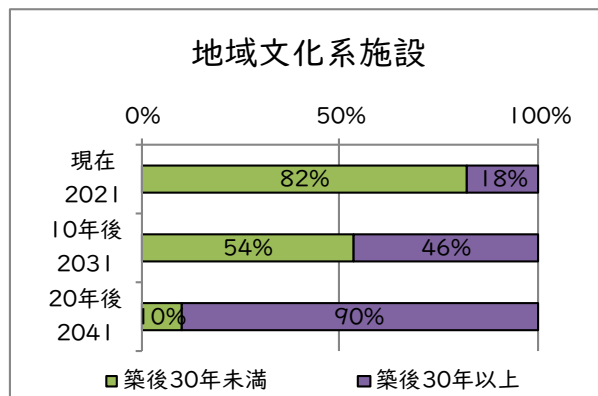
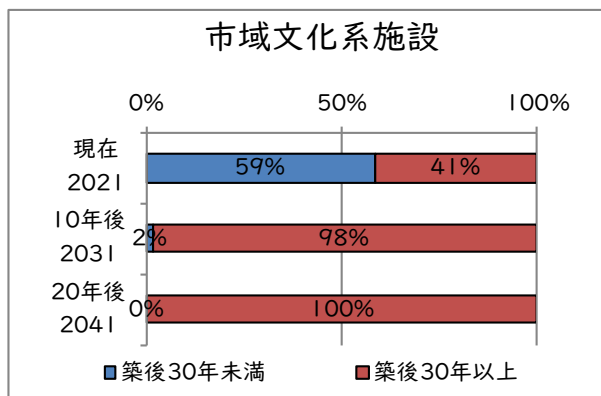


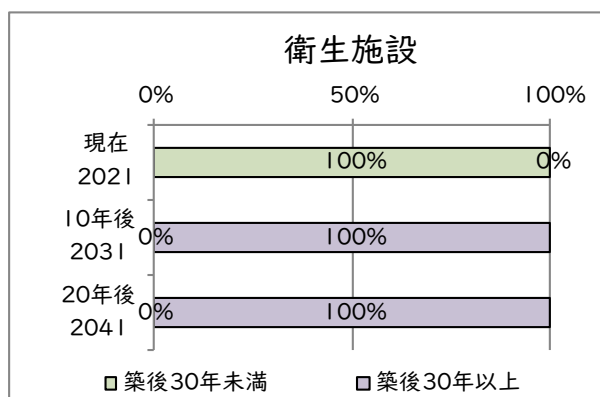
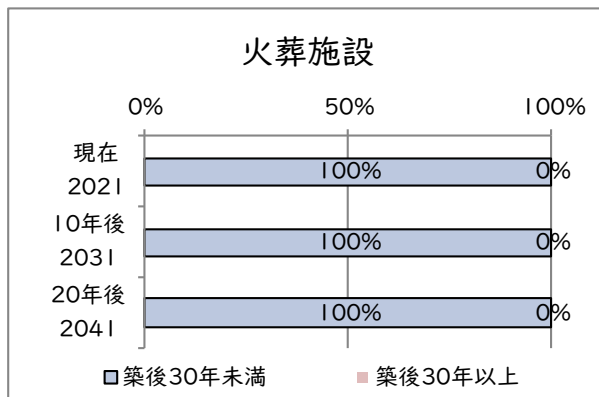
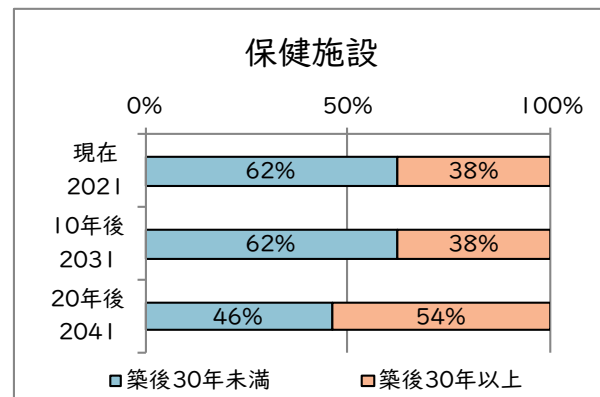
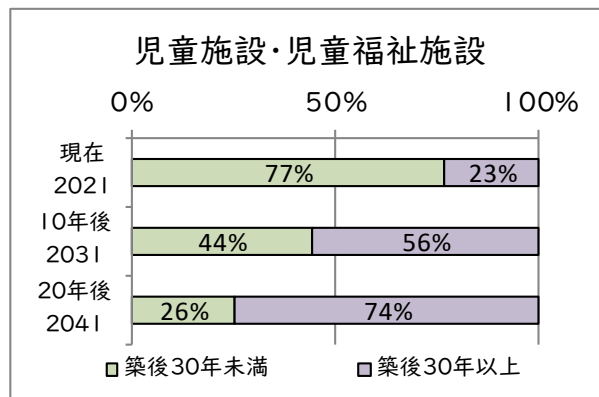
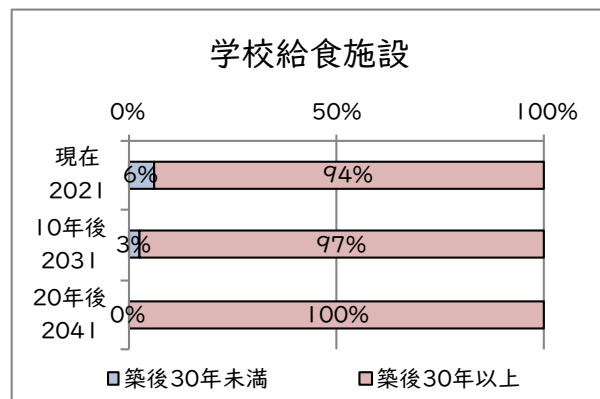
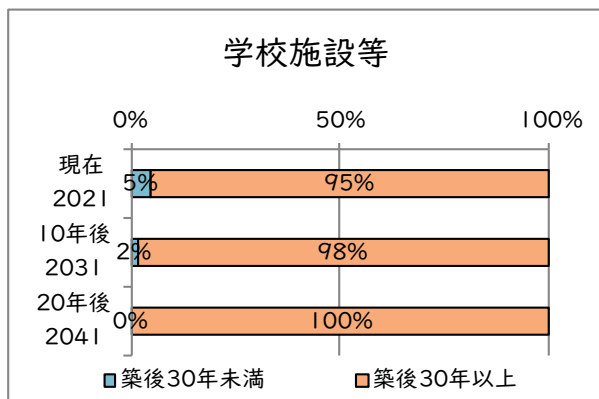
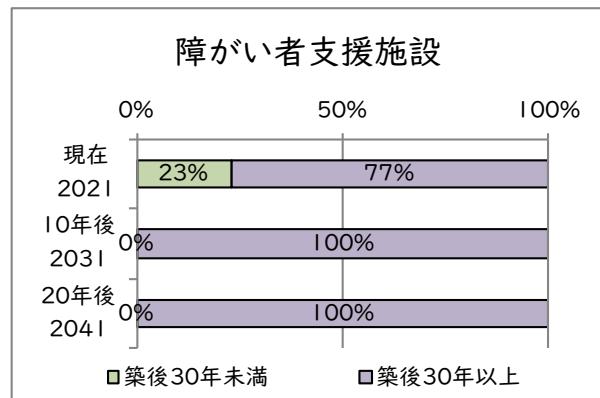
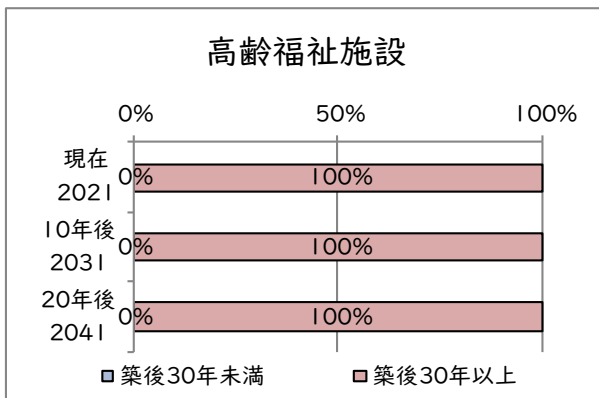
保有する公共建築物全体で見ると、現在で築後30年以上となる延床面積は、全体の72%ですが、10年後には90%、20年後には96%とほぼ全ての公共建築物が築後30年を経過し、建物の大規模改修を行う目安とされる築後30年を迎え、急速に老朽化が進みます。

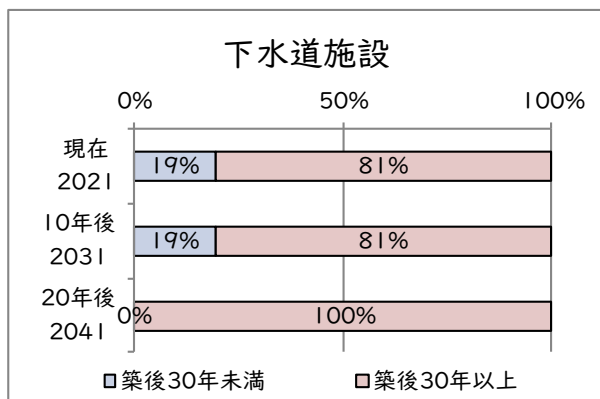
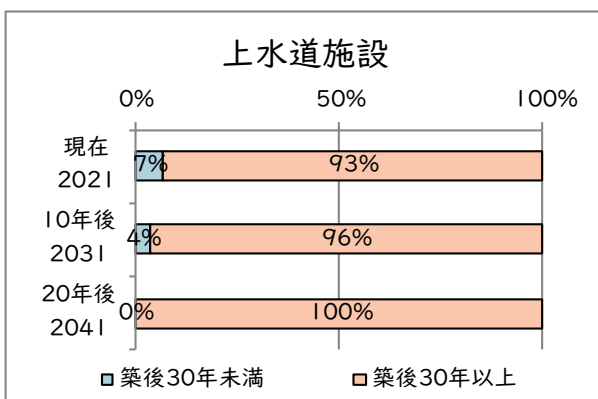
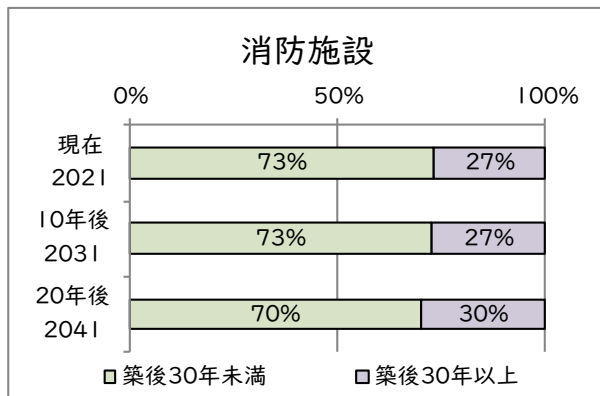
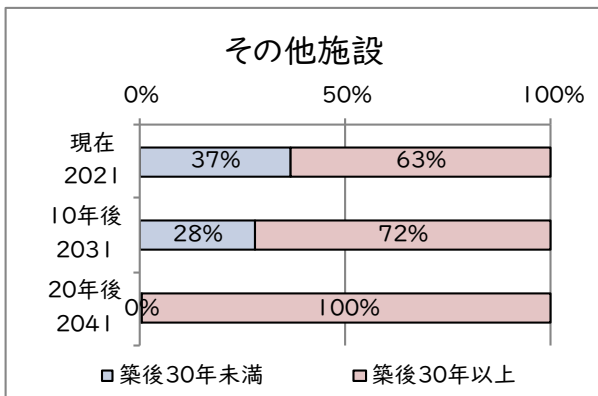
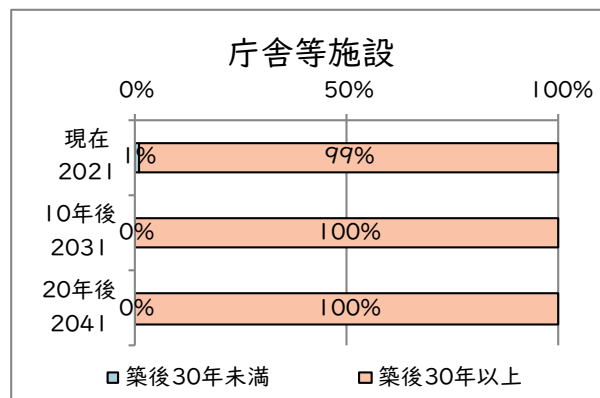
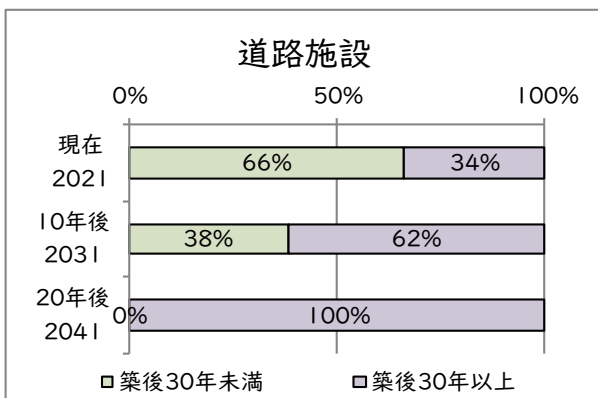
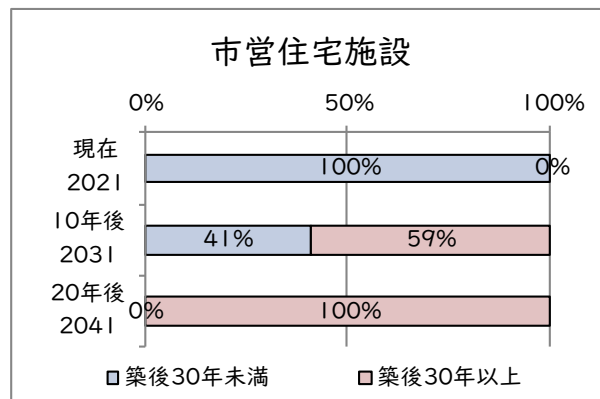
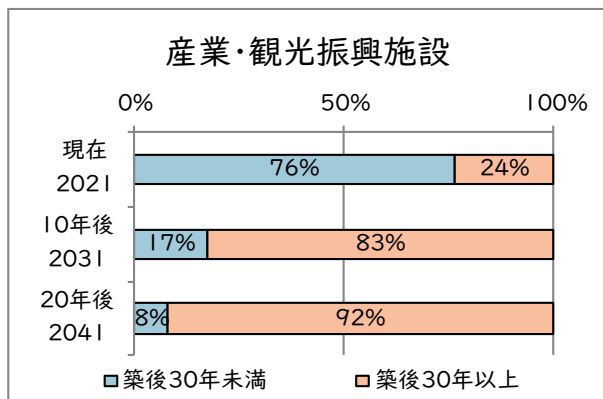
【公共建築物の用途分類から見た築後30年以上となる床面積の割合推計】

保有する公共建築物の床面積を用途分類別に見た場合、現在で高齢福祉施設、学校施設、学校給食施設、庁舎等施設、上水道施設の90%以上が築後30年を超過し、これ以外の施設でも、10年後には、市域文化系施設、社会教育系施設、スポーツ施設（建築系施設）、障がい者支援施設、衛生施設の90%以上が築後30年を超過します。

【西暦は年度を示しています】







(2) インフラ施設の現況と将来の見通し

【インフラ施設の保有量一覧】

種別	主な施設	施設数		備考		
スポーツ施設 (土木系施設)	屋外運動場等	7	箇所	84,596 m ²	競技面積を示しています	
	テニスコート	3	箇所	10	面	
	プール	1	箇所	442	m ² 規模:25mプール、ウォータースライダー、幼児用プール	
道路等	道路延長	397,267	m	2,708,772	m²	令和3年(2021)3月末現在
	一般道路(一級(幹線)市道)	32,518	m	365,858	m ²	※横断歩道橋を含む
	一般道路(二級(幹線)市道)	32,830	m	191,497	m ²	
	一般道路(その他の市道)	316,560	m	2,099,199	m ²	
	自転車歩行者道	15,360	m	52,218	m ²	
	橋梁	129	橋	30,773	m²	令和3年(2021)3月末現在
	PC橋	27	橋	7,580	m ²	
	RC橋	52	橋	3,435	m ²	
鋼橋	50	橋	19,758	m ²		
トンネル	4	箇所	839	m	令和3年(2021)3月末現在	
公園	公園	280	箇所	164.30	ha	令和3年(2021)3月末現在
	総合公園	1	箇所	13.54	ha	
	特殊公園(風致公園)	1	箇所	10.74	ha	
	近隣公園	5	箇所	8.78	ha	
	街区公園	159	箇所	32.62	ha	
	その他公園	5	箇所	0.39	ha	
	緑地	95	箇所	89.19	ha	
	その他緑地	14	箇所	9.04	ha	
河川等	河川	1	河川	3.90	km	令和3年(2021)3月末現在
	普通河川	16	河川	60.04	km	
	調整池	31	箇所	110,628.04	m ²	
上水道	管路延長			528,195.7	m	令和3年(2021)3月末現在
	導水管			4,576.3	m	
	送水管			23,895.1	m	
	配水管			499,724.3	m	
	浄水場	4	箇所			
配水池・ポンプ室等	59	箇所				
下水道	管路延長(汚水)			410,950.90	m	令和3年(2021)3月末現在
	HP管			155,779.10	m	
	VU管			236,528.12	m	
	圧送管			18,643.68	m	
	処理場(汚水)	1	箇所			
	ポンプ施設(汚水)	242	箇所			
	中継ポンプ場	5	箇所			
	マンホールポンプ	144	箇所			
	個人ポンプ	93	箇所			
	滝畑浄化センター	1	施設			
	公共浄化槽	219	基			
	市設置浄化槽	151	基			
帰属浄化槽	68	基				
管路延長(雨水)			146,309.74	m		

①スポーツ施設(土木系施設・建築系施設)

市が保有するスポーツ施設の土木系施設は、屋外運動場等が7箇所、テニスコートが3箇所、プールが1箇所となっており、総競技面積は約9万㎡あります。

建築系施設では、市民総合体育館など築30年以上経過した施設が大半を占めており、経年劣化に伴う修繕の必要な箇所が、年々増加する傾向にあります。

【土木系施設】

スポーツ施設(土木系施設)の内訳

施設種別	施設数(箇所)	競技面積(㎡)
総合運動場	3	58,302
球技場	1	3,170
野球場	1	8,000
テニスコート	3	6,185
キャンプ場	1	5,708
プール	1	442
運動公園	1	9,416
合計	11	91,223

※テニスコートとプールを除く競技面積は84,596㎡。

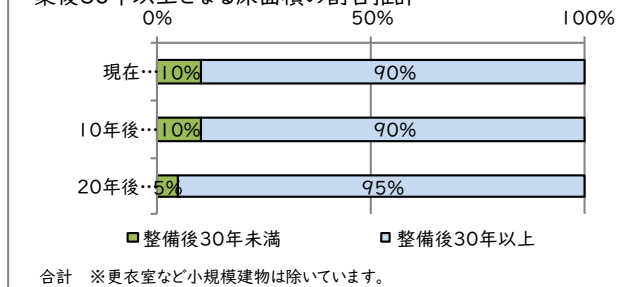
【建築系施設】

スポーツ施設(建築系施設)の内訳

名称	延床面積(㎡)
市民総合体育館	4,699.30
赤峰市民広場(多目的スポーツ広場)管理棟	320.00
赤峰市民広場(キャンプ場)管理棟	37.60
武道館	491.71
寺ヶ池公園プール管理棟	340.02
下里運動公園管理棟	296.26
合計	6,184.89

※更衣室など小規模建物は除いています。

築後30年以上となる床面積の割合推計



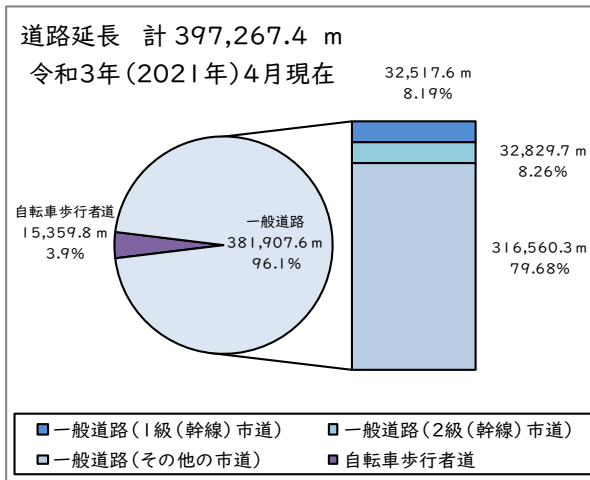
②道路等(道路、橋梁、トンネル)

(ア) 道路

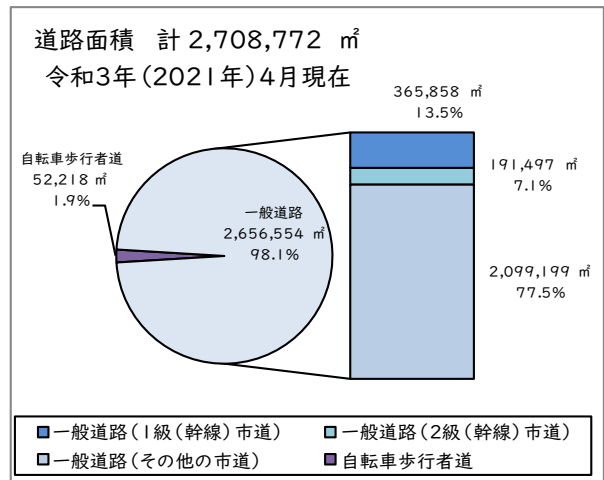
市道の総延長は約400kmあります。経年変化による道路舗装の損傷・劣化が進行していることから修繕箇所は年々増加する傾向にあります。

市民一人あたりの道路面積は、全国平均よりは少ないものの、大阪府下平均の2倍強を保有しています。これは本市が大阪府内で3番目に広い面積を有していることと、起伏に富んだ地形であるため大阪府下の他市に比べて道路保有量が多くなっています。

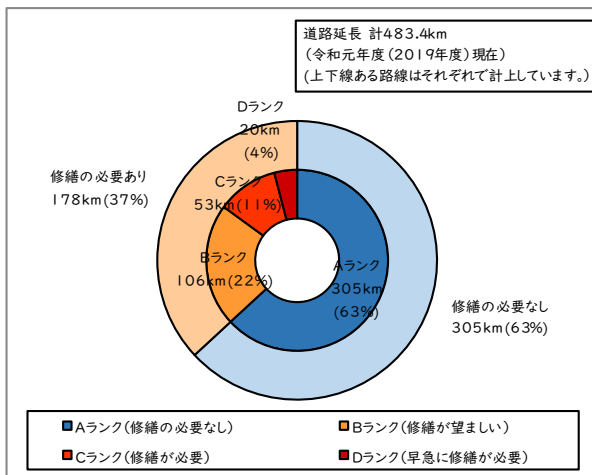
【道路別延長】



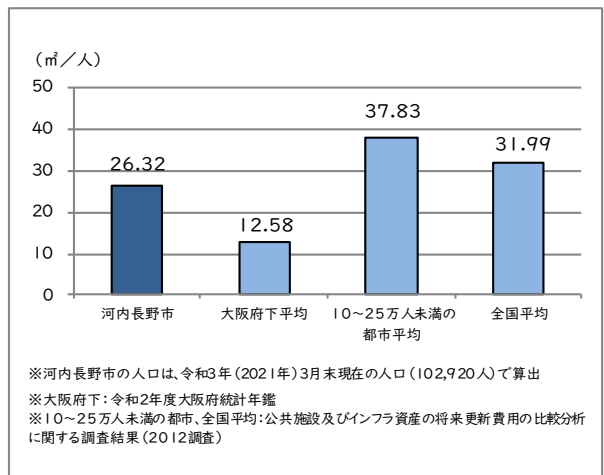
【道路別道路面積】



【道路修繕度合別の延長】



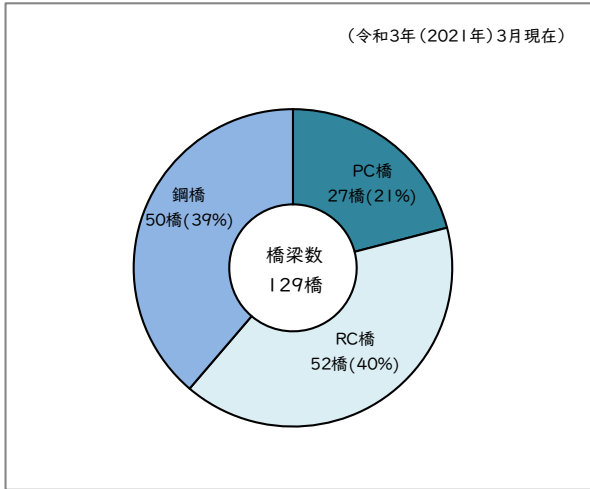
【市民一人あたりの道路面積】



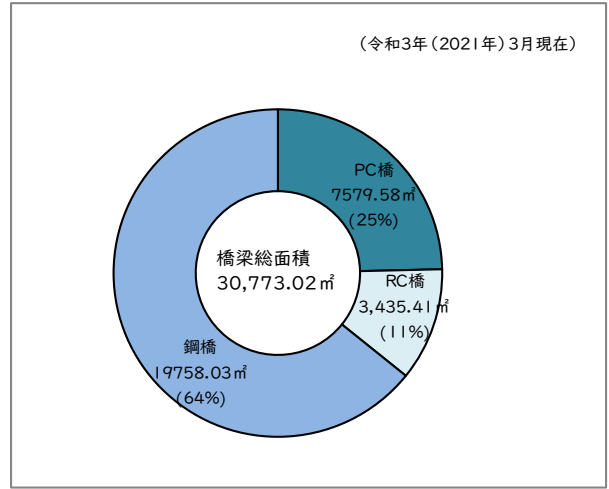
(イ) 橋梁

本市が管理する橋梁は令和3年3月現在で129橋ありますが、これらの多くは高度経済成長期に架設されたものです。建設後50年を経過する橋梁は、現時点で52橋(40%)ですが、10年後の令和13年(2031年)には87橋(67%)、さらに20年後で106橋(84%)となり、今後老朽化が進んでいきます。また15m以上の比較的大きい橋梁が全体面積の91%を占めています。

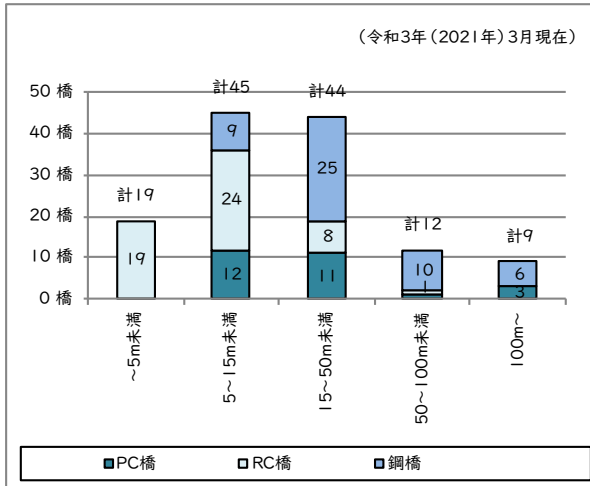
【種類別橋梁数】



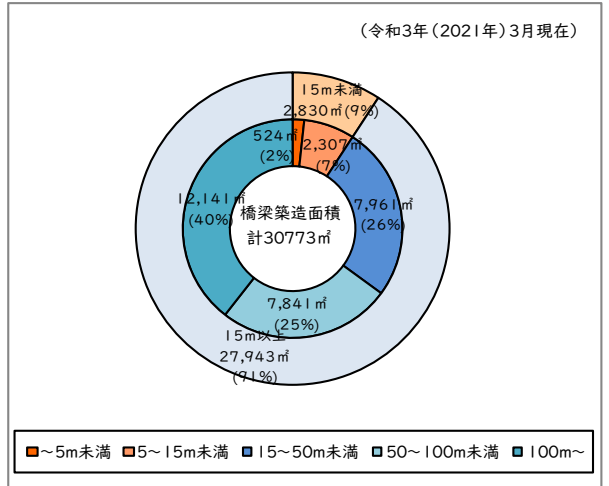
【種類別橋梁面積】



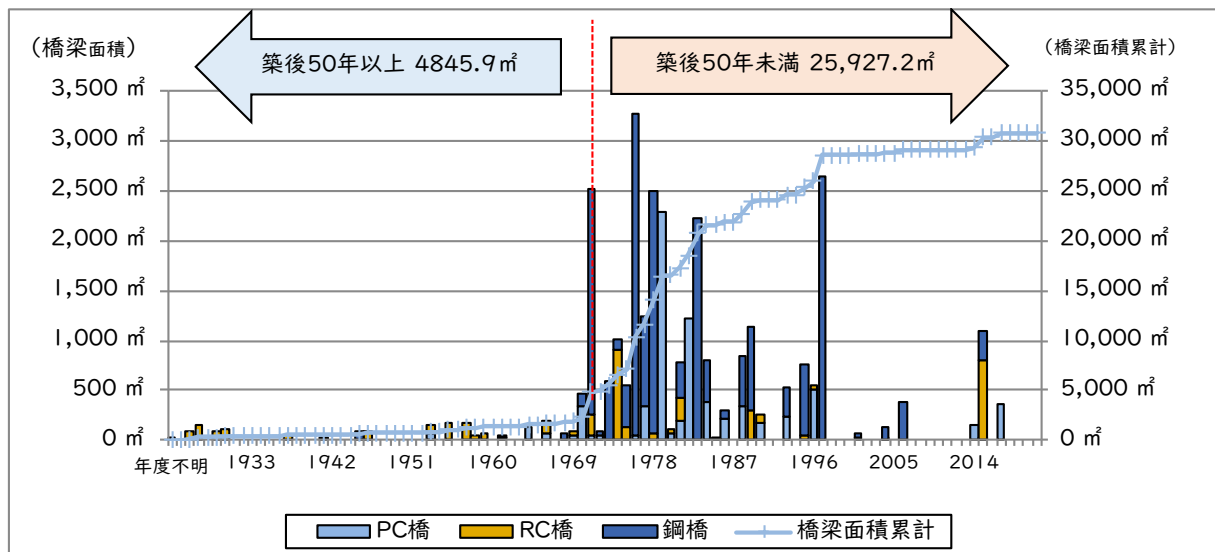
【橋長別橋梁数】



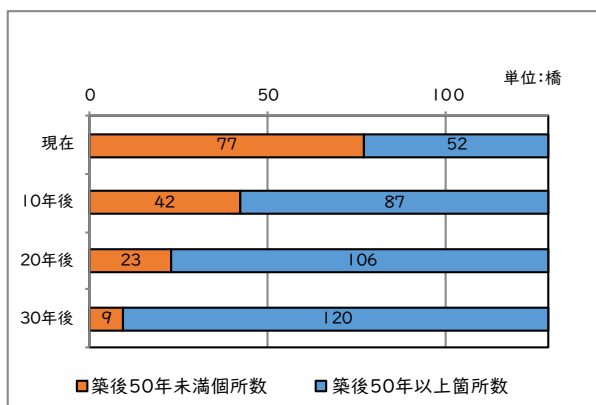
【橋長別橋梁面積】



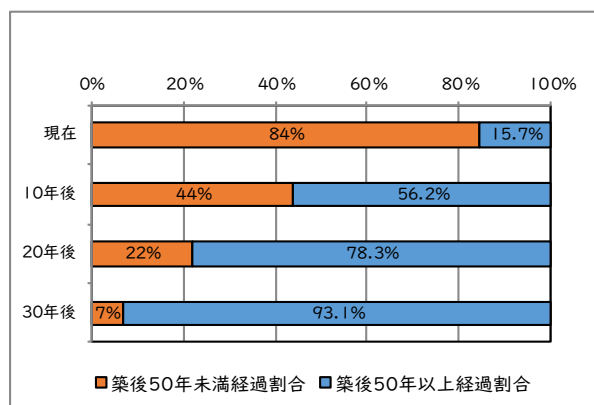
【橋梁の建設年別橋梁面積と築後50年以上と未満の面積と累計】



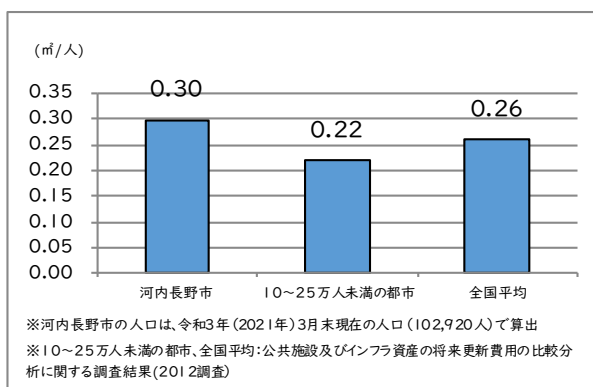
【築後50年以上となる橋梁数推計】



【築後50年以上となる橋梁面積割合推計】



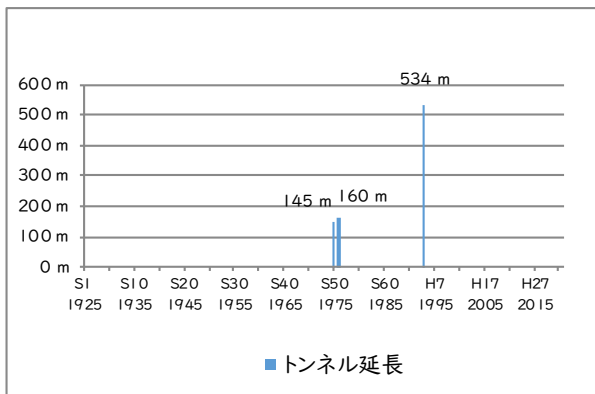
【市民一人あたりの橋梁面積】



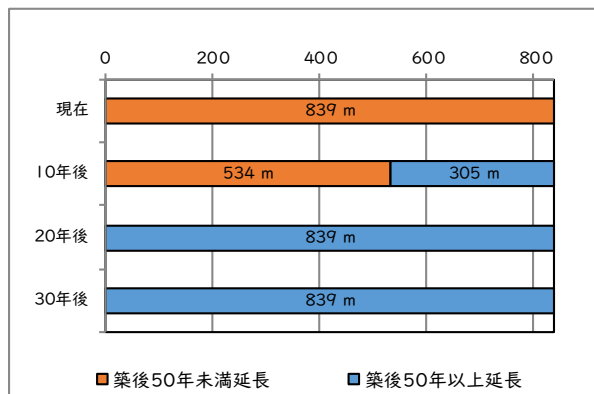
(ウ) トンネル

本市が管理するトンネルは4箇所あります。昭和50年(1975年)と昭和51年(1976年)に建設されたものが築後40年経過し、老朽化が進行しています。

【建設年別トンネル延長】



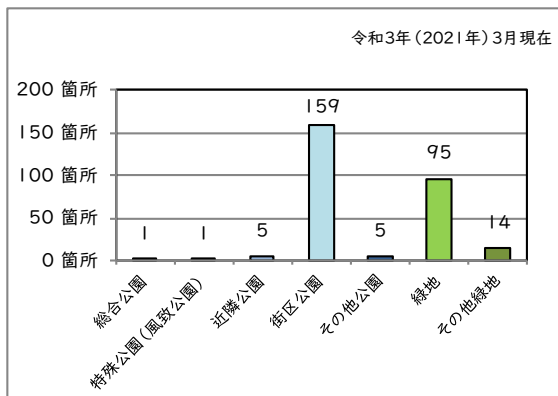
【築後50年以上となるトンネル延長】



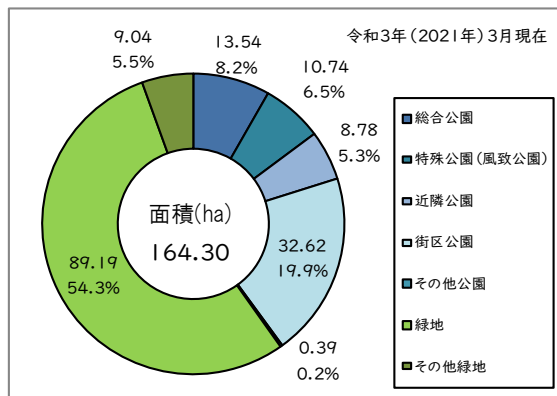
③公園

市が保有する公園は171箇所、緑地は109箇所あり、合計280箇所、面積は164.30haになります。また、市民一人あたりの公園面積は、大阪府下の市町村平均の3倍以上になっています。

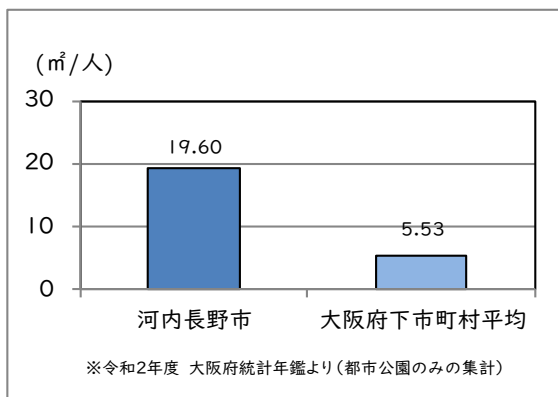
【種類別公園数】



【種類別公園面積】



【市民一人あたりの公園面積】



④河川等(河川、調整池)

(ア) 河川

【準用河川】

・準用河川は、加賀田川水系の加賀田川の1河川で、その延長は3.9kmです。

【普通河川】

・普通河川は、5水系、16河川あり、総延長は60.04kmです。

水系	延長	河川名	延長
石川水系	15.57 km	河合寺川	1.76 km
		横谷川	3.88 km
		石川	0.53 km
		千石谷川	9.40 km
天見川水系	14.75 km	天見川	5.49 km
		岩瀬川	3.81 km
		島の谷川	3.10 km
		流谷川	2.35 km
石見川水系	13.82 km	石見川	9.52 km
		鬼住川	4.30 km
加賀田川水系	12.20 km	加賀田川	2.69 km
		矢伏川	3.00 km
		小井関川	4.41 km
		唐久谷川	2.10 km
西除川水系	3.70 km	西除川	2.65 km
		下里川	1.05 km

(イ) 調整池

開発団地の開発に伴い造成された調整池は31箇所あり、総面積は約110,000㎡になります。

番号	調整池名	池面積(㎡)
1	北貴望ヶ丘	258.00
2	北青葉台	2,730.80
3	南青葉台	133.00
4	大師No.1	3,824.49
5	大師No.3	427.00
6	大矢船第1	6,792.93
7	大矢船第2	4,906.57
8	大矢船第3	222.11
9	旭ヶ丘No.4	3,143.79
10	旭ヶ丘No.5	2,062.77
11	長野南	4,927.35
12	南花台第1	1,050.00
13	南花台第2	602.00
14	南花台第3	13,553.97
15	緑ヶ丘(1)	14,402.65
16	緑ヶ丘(2)	2,065.29

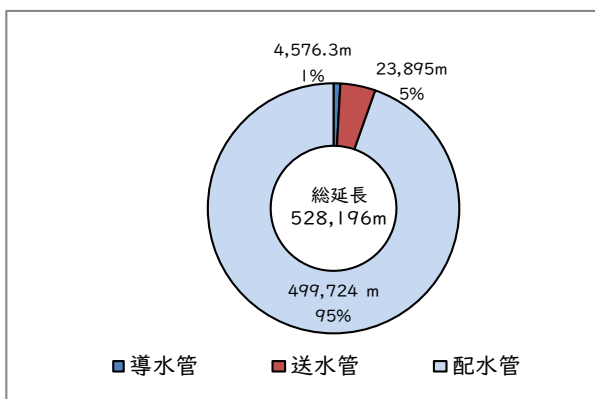
番号	調整池名	池面積(㎡)
17	緑ヶ丘(3)	586.98
18	緑ヶ丘(4)	1,462.47
19	滝谷緑台	707.40
20	あかしあ台1号	1,160.67
21	あかしあ台2号	835.20
22	あかしあ①	15.38
23	あかしあ②	30.44
24	清見台A	7,914.95
25	清見台B	4,134.12
26	美加の台A	5,230.69
27	美加の台BC	12,496.26
28	美加の台D	4,617.92
29	美加の台E	5,340.86
30	中片添	2,342.88
31	えぼし台	2,649.10
	合計	110,628.04

⑤上水道

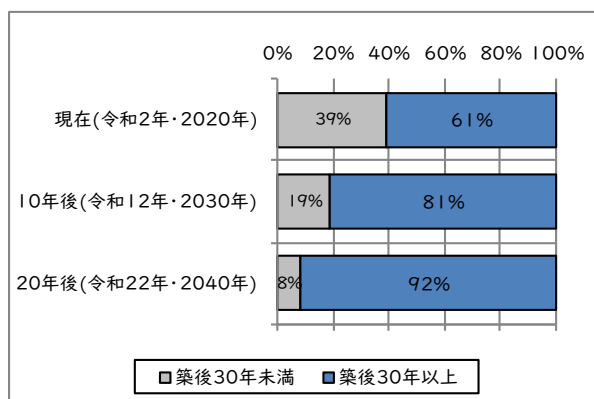
本市は起伏が多い地形であることから、他市に比べて非常に多くの施設を有しており、浄水場が4箇所、配水池・ポンプ室等が59箇所あります。そのうち約半数の施設が供用開始後30年以上経過し老朽化が進んでいる状況です（法定耐用年数：土木構造物60年、電気設備20年、ポンプ設備15年）。また、導水管、送水管、配水管の総延長は約528kmに及び、そのうちの約61%が供用開始後30年以上経過しています（法定耐用年数40年）。

施設の多さに比べて、市民一人あたりの水道管路延長は全国平均に比べて、やや多め程度となっています。

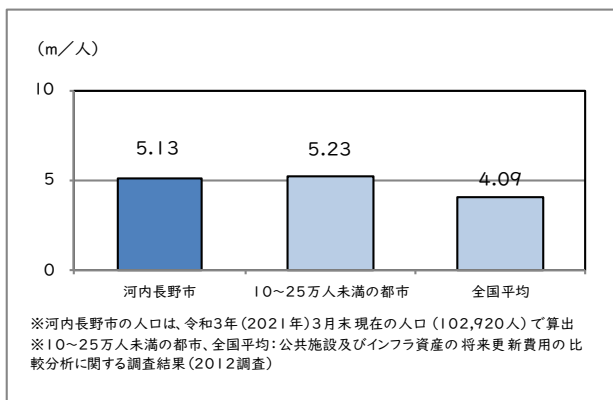
【管種別管路延長と割合】



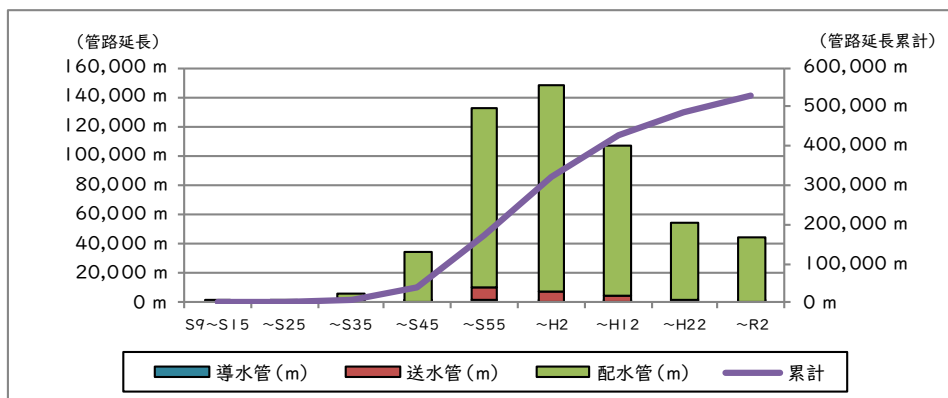
【整備後 30 年以上となる管路の割合推計】



【市民一人あたりの水道管路延長】



【整備年度別管路延長と管種】

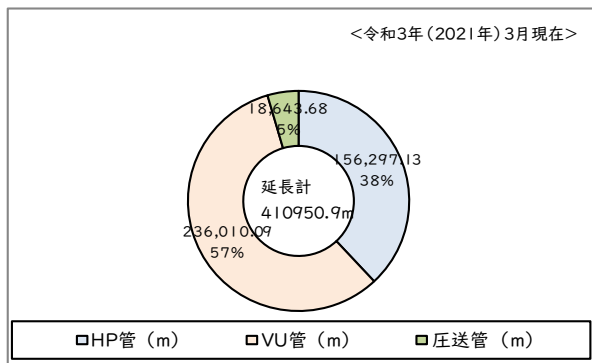


⑥下水道

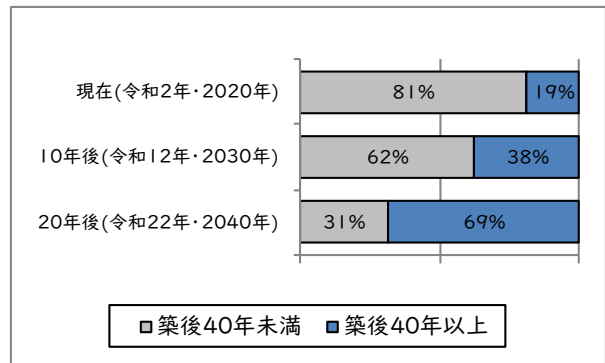
下水道に関しても、上水道と同じく、他市に比べて多くの施設を有しており、ポンプ施設が242箇所、滝畑浄化センターが1施設、公共浄化槽が219基あります。また、管路延長は污水管が約411km、雨水管が約146kmで、污水管では約19%が供用開始後40年以上経過しています。

市民一人あたりの下水道管路延長は大阪府下の市町村平均に比べて2倍以上になっています。また、下水道管路延長に比べて多くの污水ポンプを所有しています。

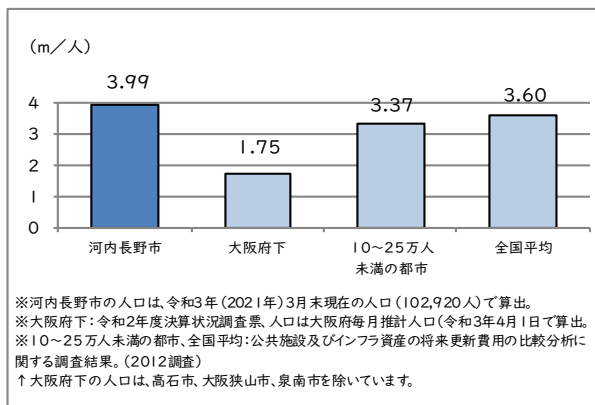
【管種別管渠延長と割合(污水管)】



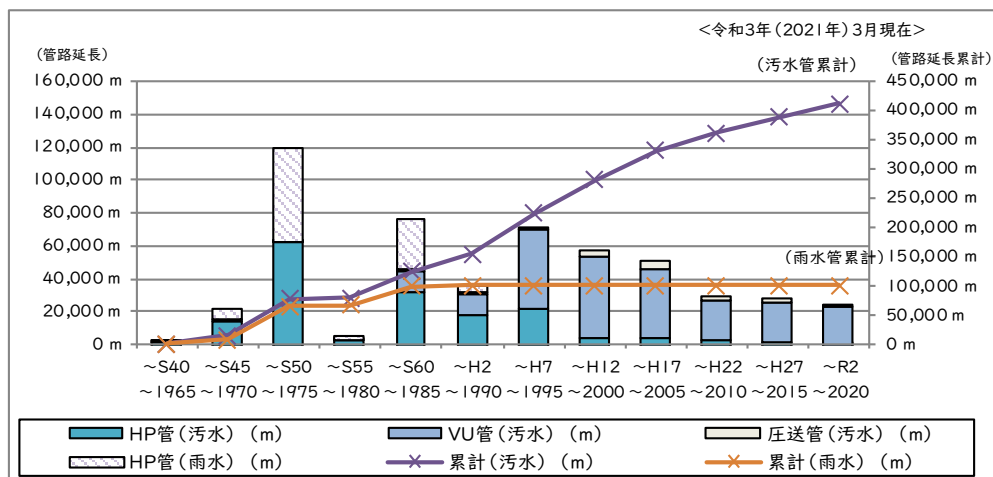
【整備後40年以上となる管路の割合推計(污水管)】



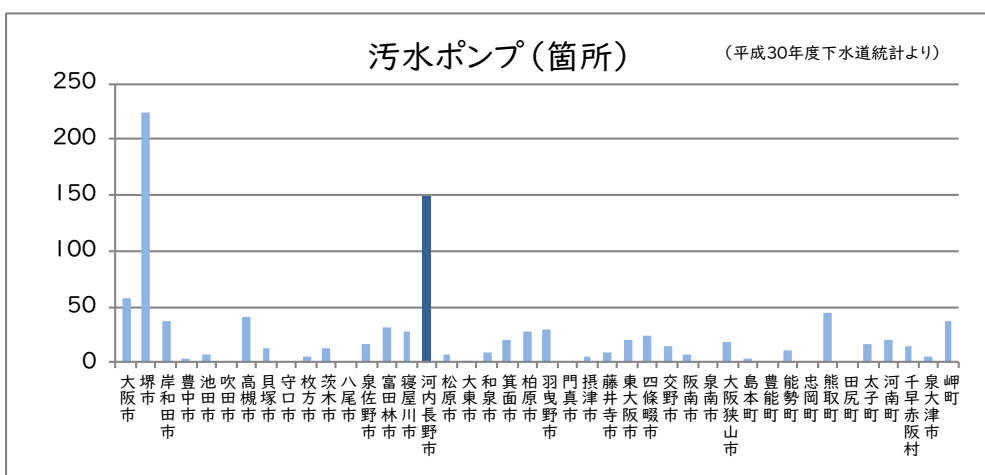
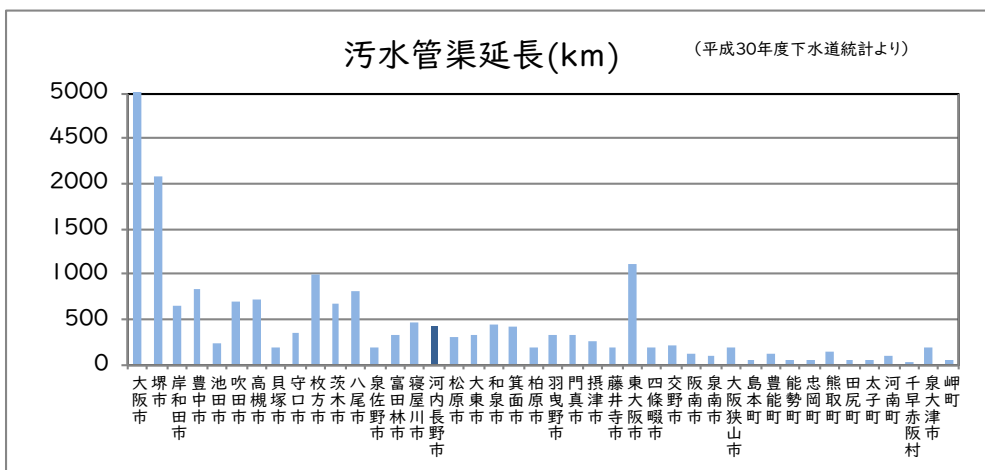
【市民一人あたりの下水道管路延長】



【整備年度別管渠延長と管種】



【大阪府下の施設保有状況】

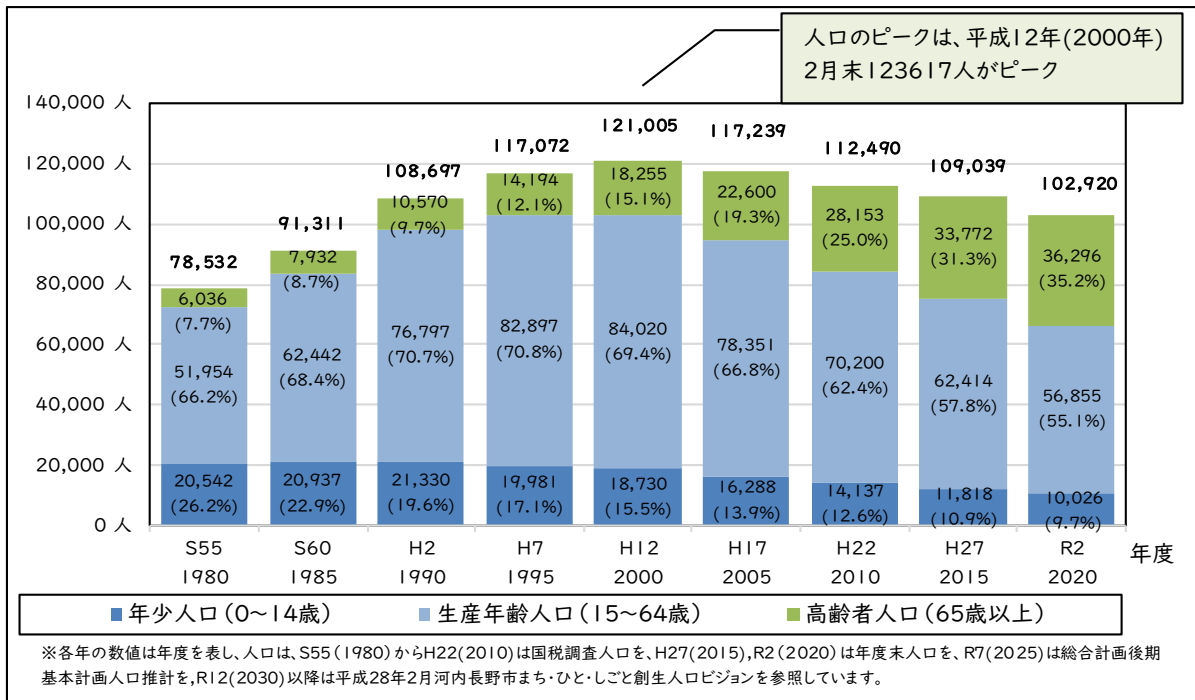


1-2. 総人口や年代別人口についての今後の見通し

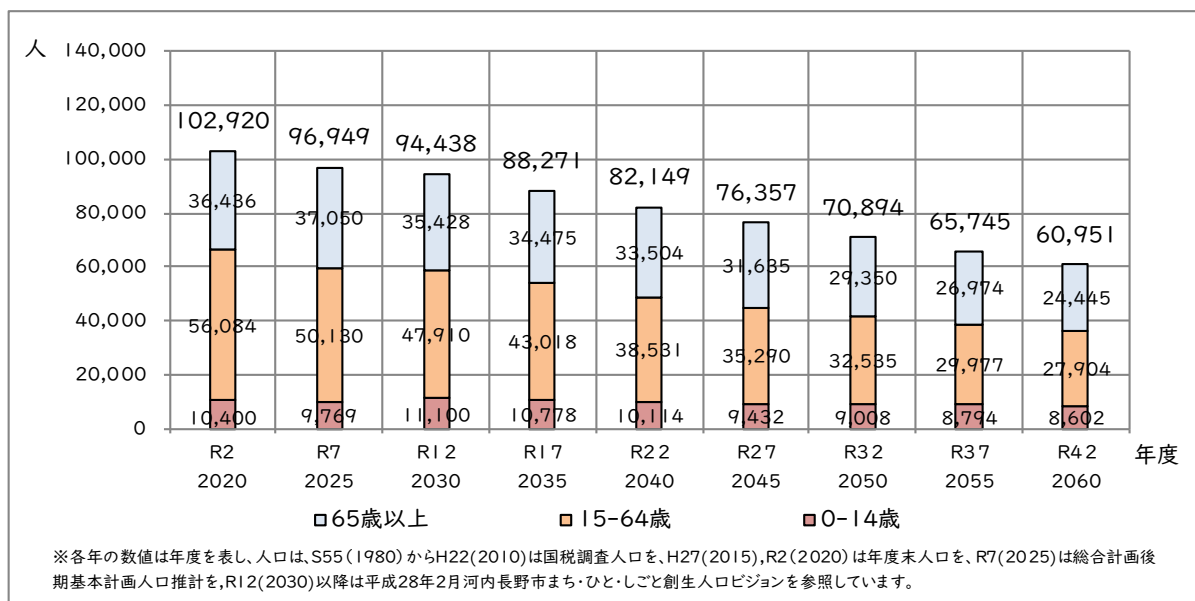
本市の人口は、平成12年(2000年)2月をピークに減少に転じています。平成28年2月に策定した「河内長野市まち・ひと・しごと創生ビジョン」を基にした人口推計では、今後も人口が減少し、令和22年(2040年)には約82,000人と、ピーク時の約66%、昭和55年(1980年)当時と同規模程度になることが予想されます。

また、将来人口の年齢構成をみると、今後、高齢者人口比率(65歳以上)が増加し、生産年齢人口(15~64歳)、年少人口(0~14歳)が減少しますが、生産年齢人口及び年少人口の減少は総人口の減少よりもはるかに大きく落ち込むことが予想されています。

【人口の推移】



【人口の推計】

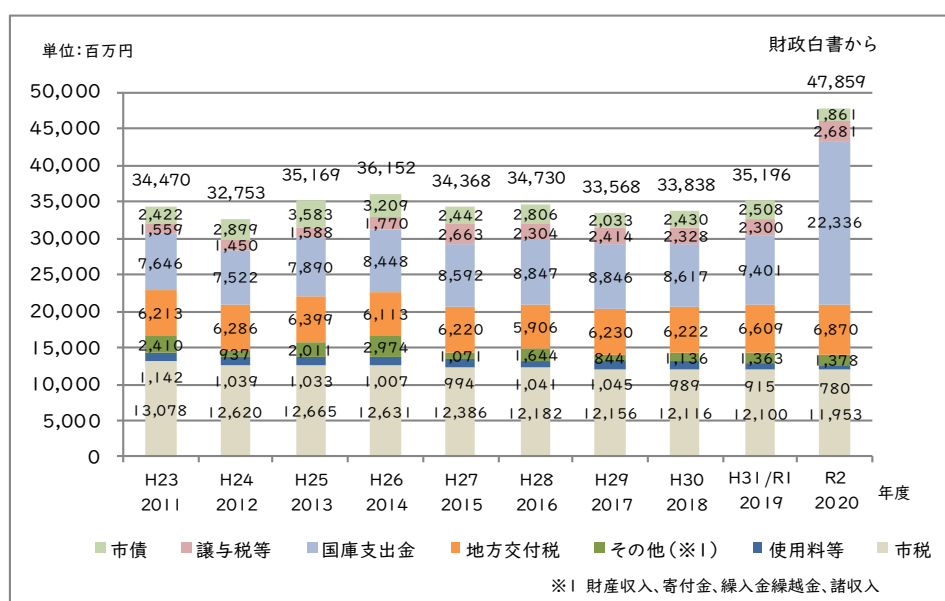


1-3. 財政状況と公共施設等の維持管理・更新に必要な経費の見込みと必要な経費に充当可能な基金等の財源の見込み

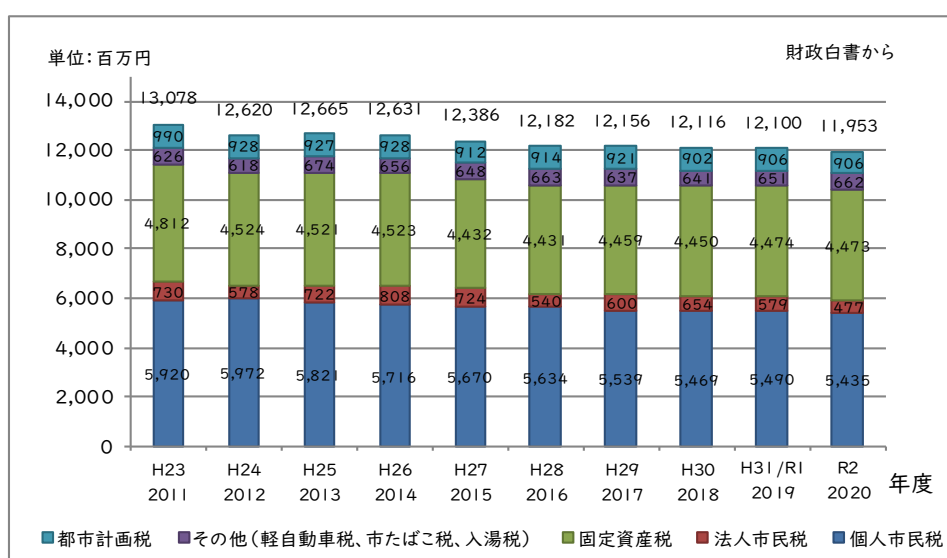
(1) 歳入

歳入については、主な自主財源である市税収入が減少傾向、地方交付税、国庫支出金、府支出金が増加傾向にあります。

【歳入の推移】



【市税の推移】



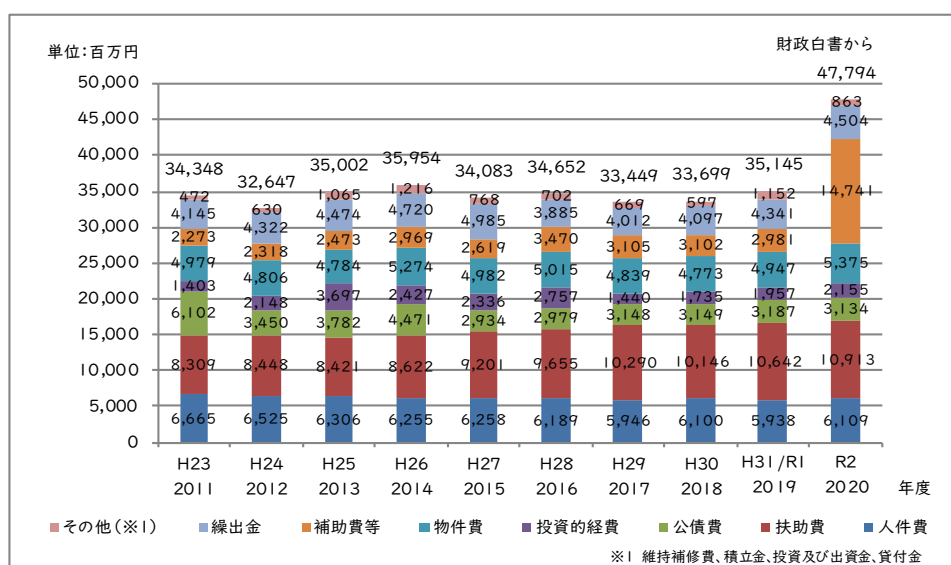
(2) 歳出

歳出のうち、扶助費が、平成16年度では約56億円だったものが、平成29年度以降は100億円を超え、急激な増加となっています。

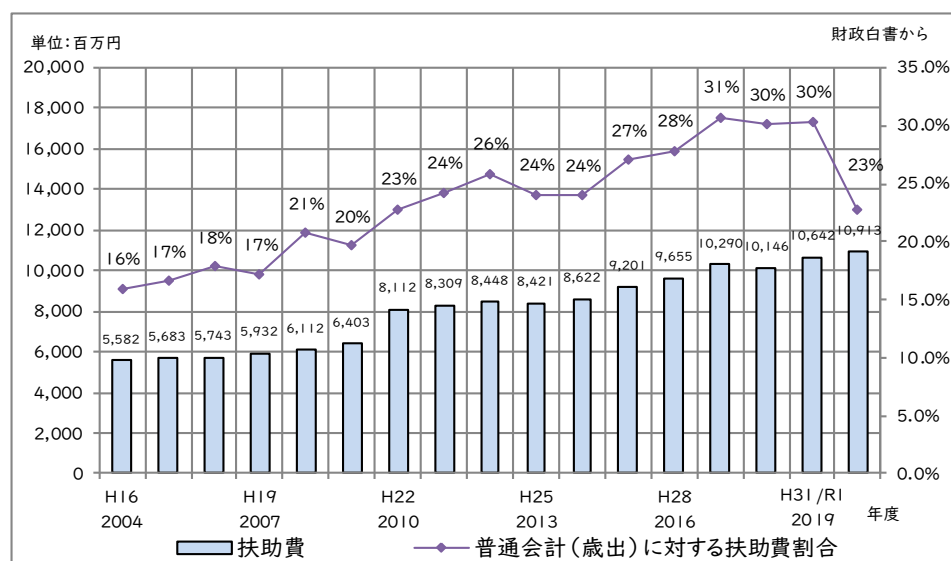
また、令和7年ごろからは、団塊の世代が後期高齢者となり、さらなる扶助費の増加が見込まれる状況となっています。

このことから、施設老朽化に伴う大規模改修・更新期の到来により増加する、公共施設を維持していくための経費の確保は、歳出が増加する厳しい財政状況の中で、困難が予想されます。

【歳出の推移】



【扶助費と普通会計(歳出)に対する扶助費割合の推移】

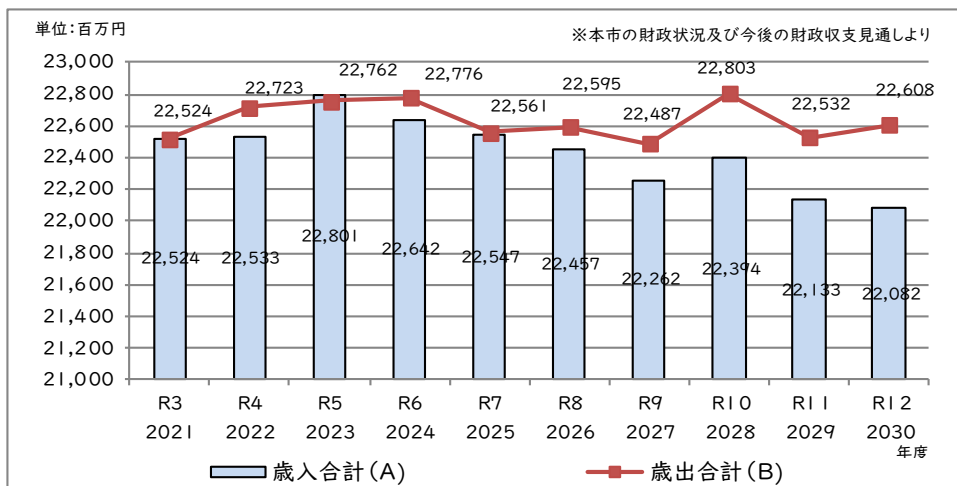


(3) 財政シミュレーション

下記のグラフは令和11年度(2029年度)までの歳入・歳出を推計したものです。

歳出が歳入を上回る逆転現象が継続し、将来に向けては、より一層その差が大きくなり、本市の財政状況は、より厳しいものとなっていくと考えられます。

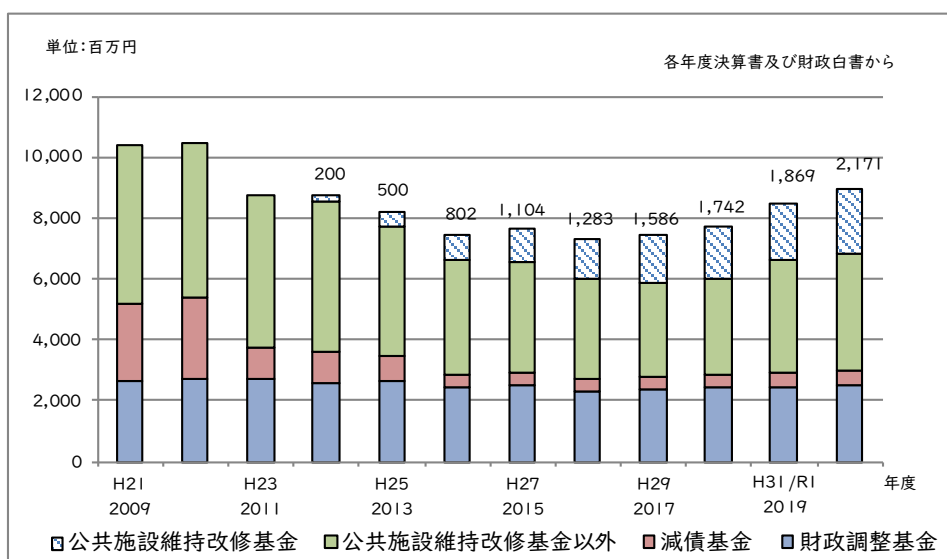
【歳入・歳出の見通し(一般財源ベース)】



(4) 基金の状況

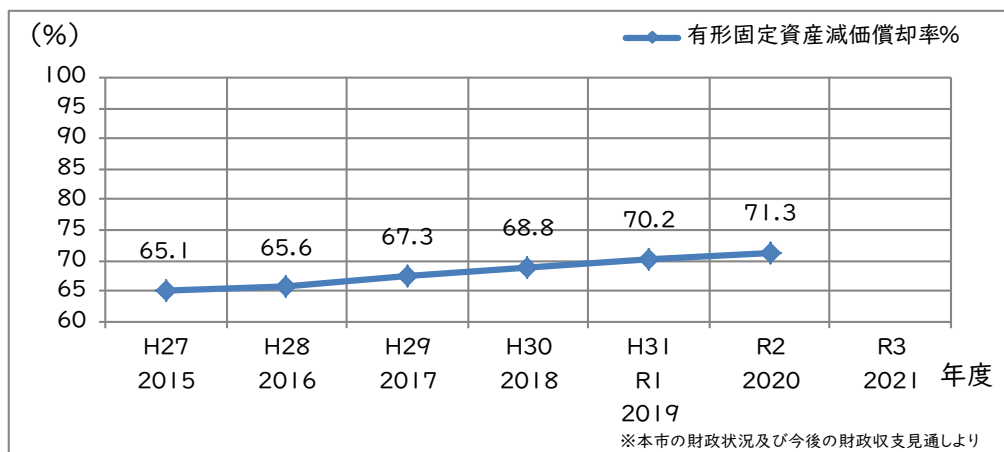
今後老朽化が進む公共施設等を維持していくために、平成24年度から積み立てている「公共施設維持改修基金」を今後も積み立てながら、できるだけ財政負担の少なくなるよう基金を活用し、併せて、公共施設再配置計画や個別施設計画に基づき、適切な維持管理に努め、安全・安心な公共施設づくりに努めます。

【基金残高の推移】



(5) 有形固定資産減価償却率の推移

【有形固定資産減価償却率の推移】



※有形固定資産減価償却率とは

◎有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価格に対する減価償却の割合です。

◎この比率が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示します。

◎資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができます。

ただし、長寿命化対策などにより使用可能期間が延びた場合でも、比率には反映されないため、この比率が高いことが直ちに施設が使用できないことを示すものではありません。

◎データの根拠は、平成 27 年度に整備された固定資産台帳データを基にしています。よって、平成 27 年度以前のデータはありません。

(6) 公共施設等の維持管理・更新に必要な経費の見込み

公共施設等総合管理計画策定の目的は、維持管理・更新に多くの費用を必要とする公共施設等を健全かつ安全に保有することができるかを定めていくところにあります。

公共施設は、完成と同時に老朽化していきますが、これまで見てきたように、将来の公共施設維持管理・更新に必要な費用は大変大きなものとなっています。

平成27年度に策定した「公共施設等総合管理計画」では、当時から見て過去10年間の年平均で公共施設等の維持管理・更新に要していた一般財源10億円を今後も確保できるとして、年平均に必要な維持管理・更新費16億円の縮減に取り組むとしていました。

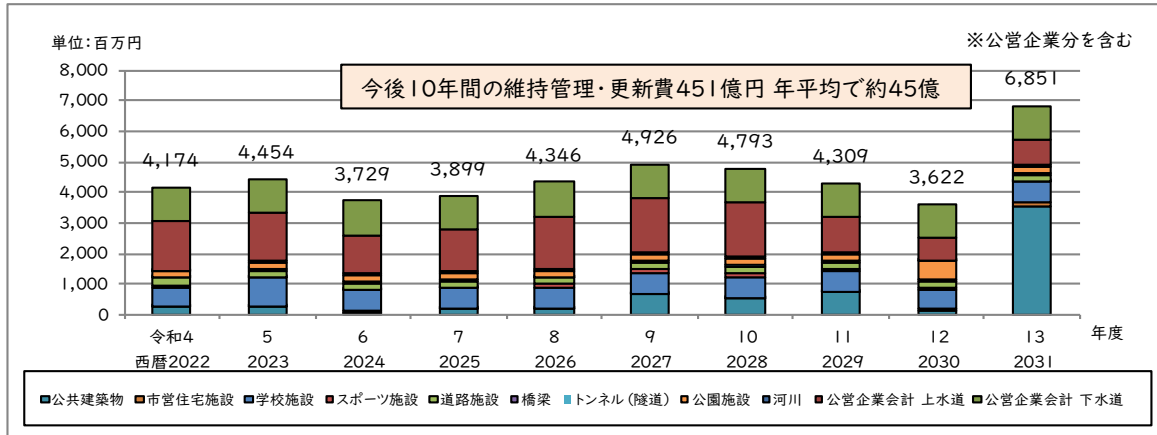
しかしながら、今回、公営企業施設を含まない公共施設等で、今後10年間の年平均で必要と推計した維持管理・更新費は、約20億円となり、こうした費用の確保は、より一層厳しくなる財政状況から、非常に困難と予想されます。

このことから、これまで積み立ててきた「公共施設維持改修基金」を効率的に活用し、令和元年度に策定した「公共施設再配置計画」、令和2年度に策定した「公共施設個別施設計画」、各インフラ施設の長寿命化計画等により、さらに公共施設等の維持管理・更新費の縮減に総量縮減を含め、新たな財源の確保に努める必要があります。

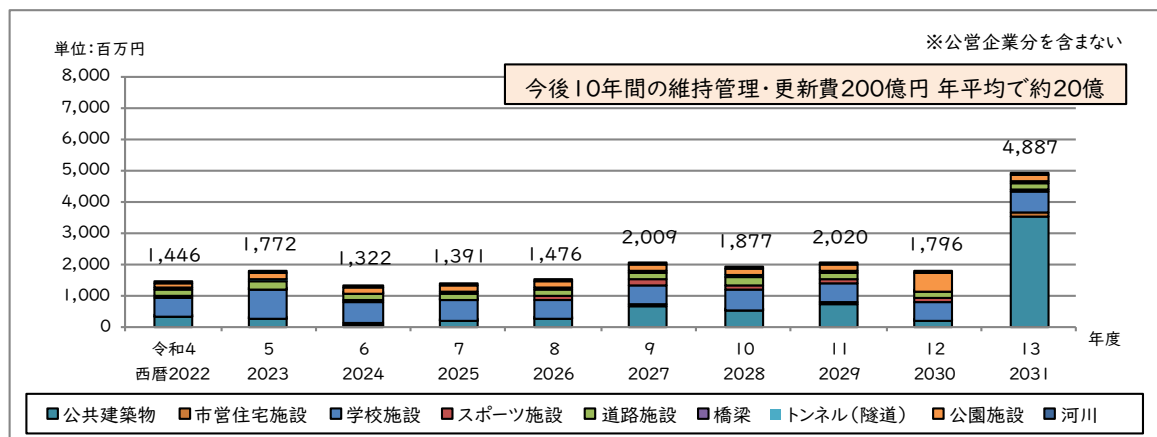
【公共施設等の中長期的な経費の見込み】

【今後10年間の維持管理・更新費(長寿命化考慮)の推計(事業費ベース)】

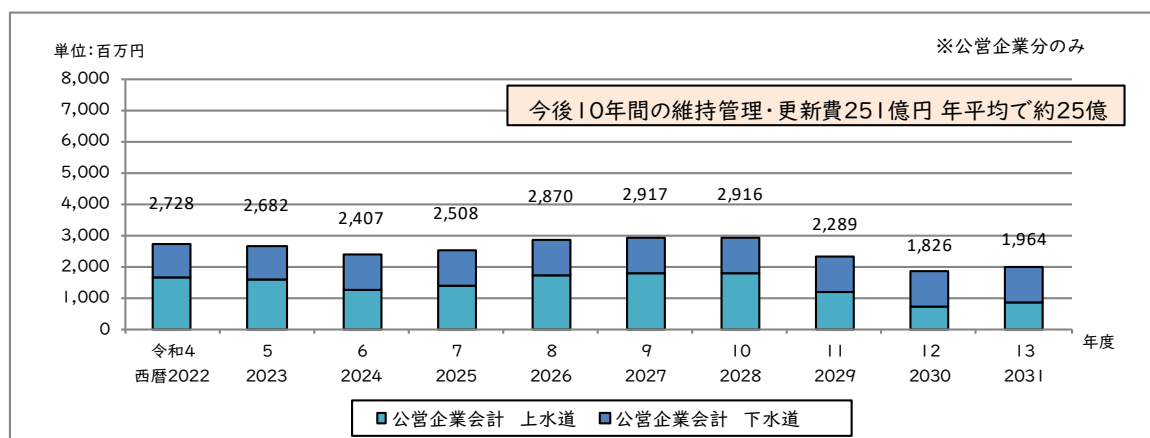
(公営企業分を含む推計)



(公営企業分を含まない推計)

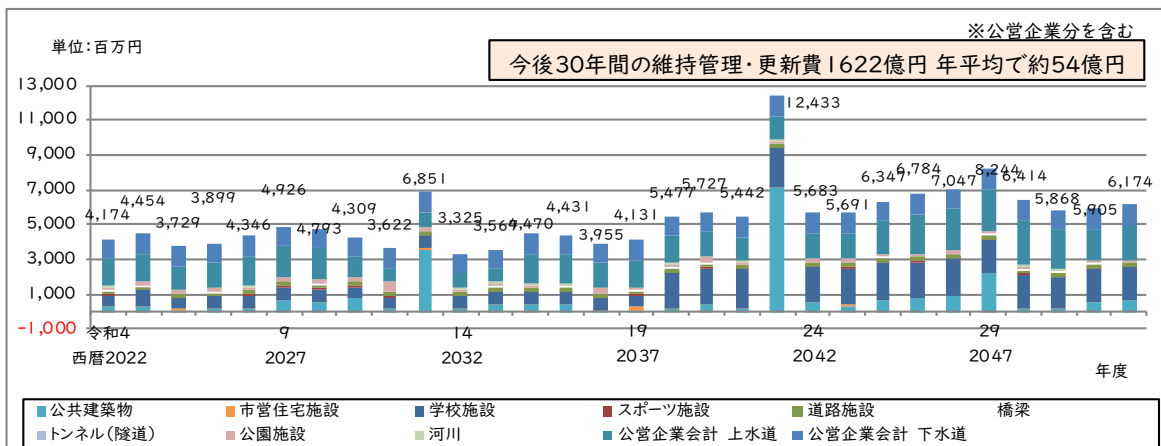


(公営企業分だけの推計)

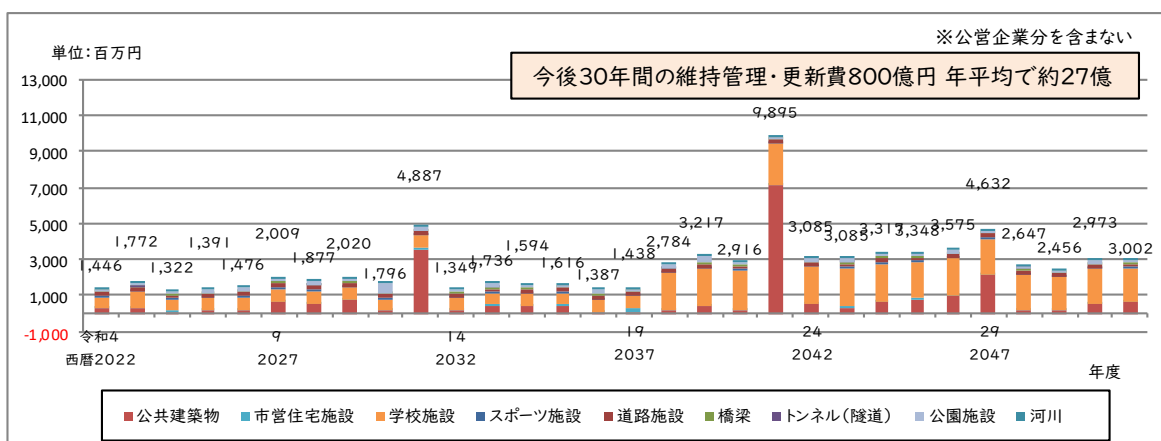


【今後30年間の維持管理・更新費(長寿命化)の推計(事業費ベース)】

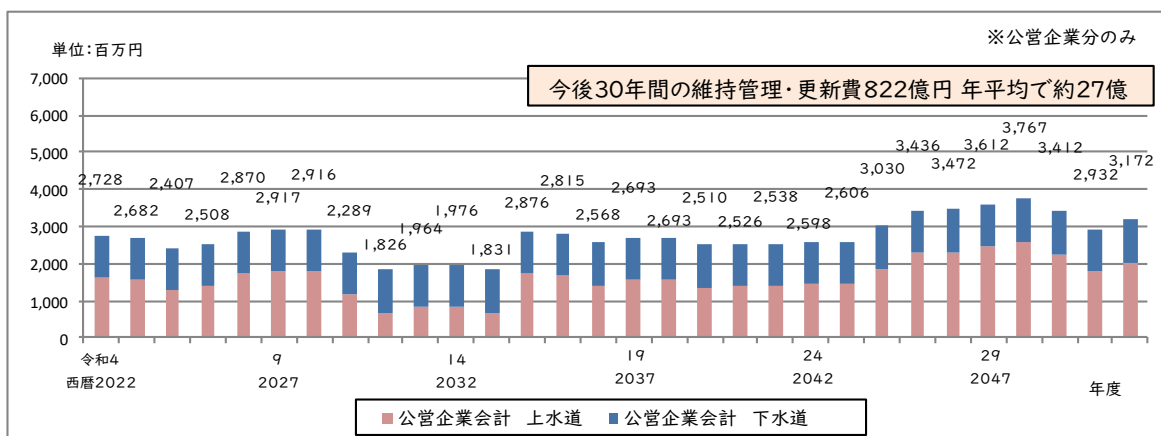
(公営企業分を含む推計)



(公営企業分を含まない推計)



(公営企業分だけの推計)



今後10年間の経費の見込み

【令和4年度から10年間】

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新費等に係る経費の見込み (百万円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)		
							単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)	現在要している経費(過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	1,445	7,582	5,145	14,172		39,076	-24,904	794
	インフラ施設(b)	3,238	657	1,933	5,828		5,837	-9	374
	計(a+b)	4,683	8,239	7,078	20,000		44,913	-24,913	1,167
公共事業会計	建築物(c)	0	0	109	109		109	0	8
	インフラ施設(d)	9,582	0	15,416	24,998		23,294	1,704	2,111
	計(c+d)	9,582	0	15,525	25,107		23,403	1,704	2,119
建築物計(a+c)		1,445	7,582	5,254	14,281		39,185	-24,904	802
インフラ施設(b+d)		12,820	657	17,349	30,826		29,131	1,695	2,484
合計(a+b+c+d)		14,265	8,239	22,603	45,107		68,316	-23,209	3,286

【備考】

- ※ 建築物:学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設:道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道及びそれらと一体となった建築物
- ※ 維持管理・修繕:施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修:公共施設等を治すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等:老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。
- ※ 各項目の数値と集計欄の数値は、端数処理の都合上、整合しない場合があります。

今後30年間の経費の見込み

【令和4年度から30年間】

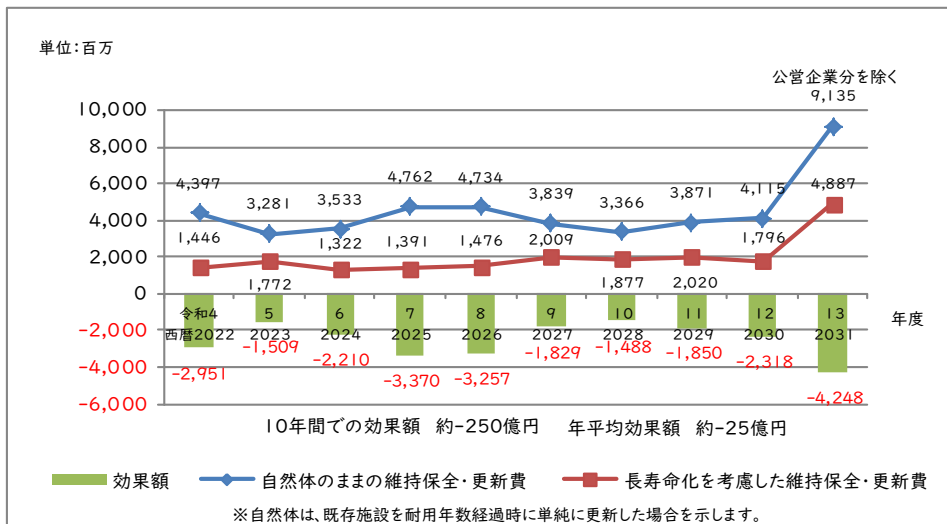
今後30年間の公共施設等の維持管理・更新費等に係る経費の見込み (百万円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)	
							効果額(④-⑤)	現在要している経費(過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	4,074	29,986	30,495	64,555	100,578	-36,023	794
	インフラ施設(b)	8,624	2,457	4,408	15,489	16,342	-853	374
	計(a+b)	12,698	32,443	34,903	80,044	116,920	-36,876	1,167
公共事業会計	建築物(c)	0	0	675	675	721	-46	8
	インフラ施設(d)	29,320	0	52,175	81,495	79,863	1,632	2,111
	計(c+d)	29,320	0	52,850	82,170	80,584	1,586	2,119
建築物計(a+c)		4,074	29,986	31,170	65,230	101,299	-36,069	802
インフラ施設(b+d)		37,944	2,457	56,583	96,984	96,205	779	2,484
合計(a+b+c+d)		42,018	32,443	87,753	162,214	197,504	-35,290	3,286

【備考】

- ※ 建築物:学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設:道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道及びそれらと一体となった建築物
- ※ 維持管理・修繕:施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修:公共施設等を治すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等:老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。
- ※ 各項目の数値と集計欄の数値は、端数処理の都合上、整合しない場合があります。

【今後10年間の維持管理・更新費の推計と効果額(事業費ベース)】



第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

2-1. 計画期間

計画の期間は、令和4年度(2022年度)を初年度とし、令和13年度(2031年度)までとします。

2-2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等を安全に安心して利用できる施設とするため、現在、公共施設等の各施設所管課で施設ごとに検討、決定している修繕・整備計画などの内容を、全庁的な観点から整合を図り、公共施設等の維持管理・更新、有効活用を一体的に管理し、また各種課題に対する解決策の検討を行うために、全庁横断的な体制(横串化)を整え、財産管理、維持管理・更新、有効活用等に総合的かつ継続的に取り組みます。

また、各施設所管課が保有している情報を、公共施設等の維持管理・有効活用を一体的に管理する組織に一元化、共有化し、個々の分類にとらわれることなく、大きい視点で情報を収集し、情勢の変化にも的確に対応していきます。

さらに適切な維持管理体制、活動を継続的・全庁的に行うため、職員の維持管理研修制度等を整えていきます。

2-3. 現状や課題に関する基本認識

(1) 公共施設等の維持管理・更新等への対応

本市の福祉施設、社会教育系施設、学校施設、市営住宅施設等の公共建築物と、道路、橋梁、上下水道施設等のインフラ施設などの多くの公共施設等は急速な老朽化が進んでいます。これらの改修や更新などの費用は増加傾向にあり、本市の財政状況を圧迫する要因となっています。さらに今後の改修や更新などの実施時期が重なり、費用が突出して多くなる年度があることが予想されます。このような状況を回避するために、改修や更新などにかかる費用を全体的に抑えるとともに平準化させることが必要であり、今後は中長期的な視点により計画的・戦略的な公共施設等の再編成と管理に取り組み、将来への負担を減らすよう対策を講じる必要があります。

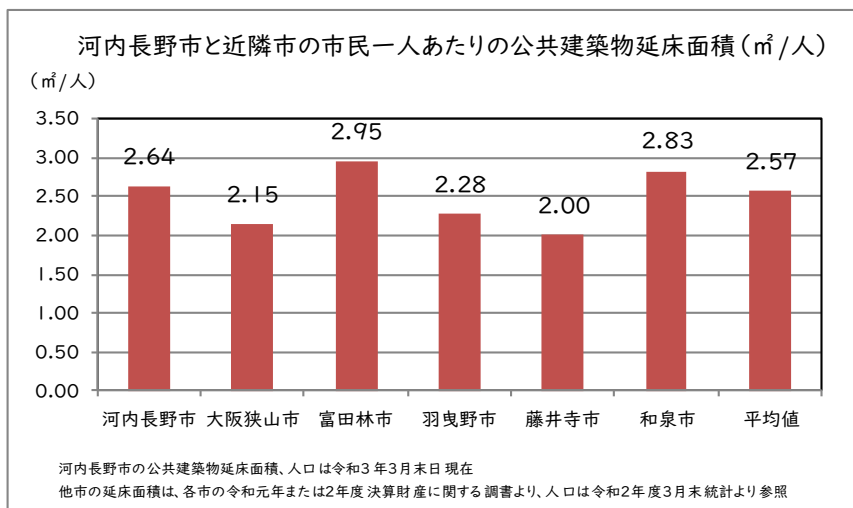
(2) 人口減少及び少子高齢化社会到来への対応

「第1章1-2. 総人口や年代別人口についての今後の見通し」にありますように、総人口減少、特に生産年齢人口の減少により市税などの税収増加が見込めない中で社会保障費などが増加し、非常に厳しい財政状況が続きます。

こうした状況下で、今ある公共施設等をすべて今後も維持し、増加する公共施設等の維持管理・更新費を確保することは困難なことから、公共施設等の適正な総量規模や適正配置とともに市民ニーズに対応した公共施設づくりに取り組んでいく必要があります。

【市民一人あたりの公共建築物の延床面積】

本市の市民一人あたりの公共建築物の延床面積は2.62㎡/人で、近隣市の平均値2.57㎡/人をやや上回っています。人口減少を考慮すると今後も増加すると考えられます。



(3) 財政状況に見合った維持管理・更新への対応

公共施設等の維持管理・更新費用の縮減のためには、インフラ施設の長寿命化を図るとともに、公共建築物については、施設が提供するサービス機能は維持しながら施設全体の規模の適正化を進め、結果として費用と財源の差を埋める取組みを進めていく必要があります。

こうした取組みは、「公共施設再配置計画」、各施設の「個別施設計画」「長寿命化計画」などに併せて、「公共施設維持改修基金」の有効で効率的な活用により、取り組んでいきます。

また、これらの必要な改修、更新工事等を単純に経費的な面からのみ延期すれば、問題を先送りするだけで、将来的にはより大きな改修が必要になることも念頭に置き、効率的な維持改修に取り組んでいきます。

2-4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 公共建築物

公共建築物は、それぞれの目的を持って建設されてきましたが、施設機能や利用内容が重複しているものが多くあります。

右肩上がりの経済状況と人口増加というこれまでの傾向とは一転し、厳しい経済状況と人口減少が見込まれる今後においては、施設の稼働状況や採算性を十分に考慮しながら、統廃合、管理・運営の見直しなどを検討し、特に、市民交流センターや公民館、コミュニティセンターなど、施設機能や利用内容が重複しているものが多い施設については、今後、稼働状況及び既存施設の維持費や複合化などに伴う改修費用との採算性等を十分に検証したうえで、統廃合や複合化、管理・運営の見直しなどを検討していきます。

具体的には「公共施設再配置計画」、各施設の「個別施設計画」により取組みを進めます。

(2) インフラ施設

スポーツ施設(土木系施設)は、市民の健康維持・増進を促すためのスポーツ活動に関連した施設であるため、いかに効率的、効果的に維持していくかが重要となります。

よって、当該施設の劣化に伴う保全が必要になる時期・費用を把握し、安全かつ長期にわたって使用していく観点から、長寿命化の方針を策定した「スポーツ施設個別施設計画」により取組みを進めます。

道路、上水道、下水道、公園などのインフラ施設については、住民生活に直結する施設であり、いかに効率的、効果的に維持していくかが大切であることから、維持管理・更新(長寿命化)の方針を策定した長寿命化計画などにより取組みを進めます。

また、上水道においては、将来的に大阪広域水道企業団水の第2分岐が実現した際には、小規模浄水場の廃止を予定しています。さらに、今後の水道施設の更新事業においても、人口減少などの社会情勢に対応したものとします。

(3) 実施方針等

①点検・診断等の実施方針

今後は、法的根拠に基づく定期点検に加え、施設を適正に維持していくために必要な点検を計画的に実施し、その結果に基づき、対策が必要とされたものは、適切な時期にその対策を効率的・効果的に実施していきます。

公共施設等に関する保全マニュアルを作成し、担当課職員、施設管理者等への定期的な研修会等を通じて、日常の維持管理業務(保守、点検、清掃、警備等)の適正化・標準化を図ります。

②維持管理・更新等の実施方針と PDCA サイクルの推進方針

これまでの公共施設等における維持管理・修繕については、施設に不具合が生じてから、修繕や更新を行う「事後保全」が大部分で、定期的に取り換えや交換・更新を行う「予防保全」や点検によりその劣化や状態を見ながら修繕更新を行う「状態監視保全」は、ほとんど実施されていない状況にあり、また、所管課ごとに施設管理を行っていることから、同じ状況であってもその対応は、異なっています。

このようなことは、現在を含め、今後到来する公共施設等の老朽化や損耗に加え、本格的な更新を考えると財政状況や人口減少の影響から、これまでの対応、体制では、施設の適正な維持、安全性を確保していくことは困難な状況となっています。

このため、維持管理体制の整備だけでなく、施設の点検等における各施設の状態を把握し、これまでの「事後保全」のみの維持管理から、点検・診断実施結果など個々の施設の状態に応じて「予防保全」と「状態監視保全」と「事後保全」の3つに分類し、財政的、物理的な条件を加味し、計画的な維持管理により、各施設の長寿命化とともに各年度の財政的な負担の平準化を目指します。

点検・診断実施の検討段階において、その施設の必要性、対策の内容や時期を検討し、社会情勢や市民要請から、その施設を今後も維持していく必要があると判断される場合は、更新などの機会を捉えながら質的な向上や現在求められる機能への変更、用途変更を図り、そうでないもの、もしくは必要性が低いとされたものについては、廃止や撤去、他施設への複合化や集約を検討していきます。

公共施設等に関する保全のための情報をデータ化し、データの活用、継続性、統一性、効果を高めていき、情報を一元的に管理し、年度により大きく変動する公共施設等の改修や更新に要する費用を施設の選択と集中、かつ優先順位を定め、各年度の予算の平準化に努め、将来の施設の維持管

理・更新に活用するほか、社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう、適宜計画を見直し、PDCAサイクルを循環していきます。

※PDCA サイクルとは、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つを示します。

PLAN (計画) ⇒ Do (実行) ⇒ CHECK (評価) ⇒ ACT (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善します。

③安全確保の実施方針

保有総量の最適化、有効活用の検討の結果、継続して保有する施設について、老朽化や劣化による内外装材の剥離や落下、設備機器の不具合などによる施設利用者や通行人の安全が確保できない施設については、施設の点検・診断結果に基づき、事前に財政的な負担が平準化できるように計画し、改修や修繕を実施し、各施設の安全を確保します。

④耐震化の実施方針

公共建築物のうち、庁舎や図書館、市営住宅などは概ね新耐震基準で建設されています。また、その他の旧耐震基準で建設された公共建築物については、耐震性能を有しているか、もしくは耐震化工事が完了しています。こういった耐震性が認められた公共建築物については建築後、概ね30年以上が経過しており、既に大規模改修の時期を迎えています。今後は長期使用を前提として、日常点検、定期点検の実施により劣化状況の把握に努め、調査結果を踏まえ大規模改修の実施も検討していきます。

インフラ施設の橋梁については、修繕工事に合わせて耐震化工事を実施し、上下水道施設についても大規模災害に備え、施設の耐震化を図る更新を行います。

⑤長寿命化の実施方針

保有総量の最適化、有効活用の検討の結果、継続して保有する施設については、老朽化により更新が必要となる施設が短期間に集中することによる財政に及ぼす影響を軽減させるため、将来予測に基づく予防保全へ転換することにより、施設の長寿命化を図るとともに、長期的な視点に立った計画的な改修を実施し財政負担の平準化を図ります。

なお、長寿命化が見込まれる期間が短期間であるなど、その費用対効果において十分な効果が得られないと見込まれる場合や、安全上の観点から建て替える必要がある場合などは長寿命化の対象から除きます。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

誰もが、地域の中で安心して日常生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

各施設のユニバーサルデザイン化の推進については、大規模改修や該当箇所の改修時などの機会を捉えて、これまで取り組んできたバリアフリー化や省エネルギー対策とともに「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の考え方を踏まえて、可能な限り公共施設等としての機能の向上をめざし、改修に取り組んでいきます。

⑦脱炭素化の推進方針

◇地域環境配慮型公共施設等の推進

- 地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)では、地方公共団体の基本的役割として「地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進」が掲げられており、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進することとしています。
このため、公共施設等においても太陽光発電の導入、建築物におけるZEBの実現、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入等の取組みを推進していきます。

※ ZEB (NET ZERO ENERGY BUILDING)

先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

⑧統合や廃止・複合化等の推進方針

◇機能水準の見直し

- 今後の財政的負担の状況も勘案しながら、各施設が提供するサービスの維持すべき内容やレベルについて検討し、施設の機能水準の見直しを行います。

◇総量の見直し・施設の統廃合・複合化

- 施設の必要性や規模、類似施設の統廃合や複合化、集約については、令和元年度に策定した「公共施設再配置計画」や令和2年度に策定した「個別施設計画」に基づき取り組みます。
- 施設の性質上、廃止ができない施設については、機能の維持を前提として規模の適正化を検討します。
- 将来に向け、維持していく公共施設等については、各年度の財政状況を考慮しながら、維持管理・更新により長寿命化を図ります。

◇保有する財産（未利用財産）の活用や処分に関する基本方針

- 「公共施設再配置計画」や「個別施設計画」の取組みにより、未利用となった財産については、現在、未利用となっている財産とともに「資産の有効活用方針」に基づき、売却による処分や有効活用により新たな財源確保として取組みを進めます。

◇広域的な連携について

- 市域を超えた市民の活動領域に対応するとともに、少子・高齢化の進行や厳しい財政状況等に対応し、市民サービスの維持・向上を図るため、行政全般で広域的な施策展開を進め取り組む中で、公共施設等のあり方についても、同類の施設を持つ他市の運営状況などを参考にするなど広域的な連携を持ち、新たな運営方法、効率的・効果的な管理運営に取り組みます。

⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

総合的かつ計画的な管理を実現するため、公共建築物及びインフラ施設について、全職員への研修、担当職員への技術研修、適正管理に必要な体制を下記のとおり検討、実施します。

◇公共建築物

- 専門知識や経験の少ない施設管理者を対象として、施設の日常的な点検や維持管理について情報提供や研修を行い、職員の知識向上を図ります。
- 技術職員を対象とした勉強会等において、点検方法や適正な保全の実施について情報交換を行います。
- 研修等を全庁的・継続的に行うための研修制度等を整えます。
- 施設管理者に対し保全の実施状況の調査（保全実態調査）とその結果に基づく保全指導を実施します。
- 上記の保全実態調査の結果を、予算化や予算の順位付けに結び付ける仕組みの検討を行います。

◇インフラ施設

- 施設管理に関する技術的な水準の確保やスキルアップのための、外部研修会や講習会への積極的な参加に努めます。
- 高度な技術力を有する技術職員の確保や適正な配置に努めます。
- 公園については、指定管理者による維持管理を今後も継続します。

2-5. 過去に行った対策の実績

平成 28 年度以降の公共施設等の改修については、緊急的なものを除き、計画性のある維持管理・更新について予算配分を行い、計画性のないものについては、予算配分を行わないことを原則に予算執行していく方針で取り組んでいます。

◇公共建築物

- 施設の総量縮減や複合化について、比較的大きな公共建築物を対象とした「公共施設再配置計画」を令和元年度に策定し、その方針をより具体的にし、取組みを進めることとしました。
- 令和2年度には、今後必要となる維持管理・更新のための必要経費の縮減と平準化に併せて新たな財源（歳入）の確保や施設の複合化、集約化等により総量縮減を図りながら、持続可能で新たなニーズに対応した安全・安心な公共施設づくりに取り組むため「公共施設個別施設計画」を策定し取組みを進めています。
- 築後30年以上を経過している市庁舎では、更新時期を延長して使用してきた空調設備の更新と照明器具のLED化を目的に ESCO 事業に取り組み、更新経費の縮減と維持管理費の削減を実施しました。今後、市が保有する大規模建築物について、同様の取組みを進めます。

※ ESCO 事業

事業者が、施設の設備について、運転状況や光熱費などを分析、設備の省エネルギー化を改善提案し、提案に基づく設備の設計・更新工事及び、更新後の設備の保守・管理までを一括して実施し、光熱費の削減を図り、報酬（サービス料）を得る事業のこと。

◇インフラ施設

- 原則なくすことができない公共施設であることから、今後も持続して維持していくために個々のインフラ施設ごとに長寿命化計画を策定し、財政状況を勘案しながら、更新経費の縮減と維持管理費の削減への取組みを進めています。

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

3-1. 施設類型ごとの管理に関する考え方

- 第2章における公共施設等の基本的な方針を踏まえ、以下では公共建築物とインフラ施設の施設類型ごとに基本的な方針を整理します。
- 今後においては、以下に示す基本方針を踏まえ、中長期的な視点での個別施設の公共施設マネジメントを推進していきます。

※公共施設マネジメントとは、市が保有している全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組みを示します。

3-2. 公共建築物

中長期的な視点でのマネジメント

- 現在ある公共建築物の更新は、必要性の高い施設サービスを持続可能とする視点で最小化をめざします。
- 公共建築物もその経年にあわせて老朽化することを念頭に、次世代にとって真に有効な資産となるよう再構築していくこととします。
- 一定の目的を果たした公共建築物については、市民の安全・安心の観点から放置することなく解体等の適切な措置を実施することとします。
- 次世代に引き継ぐ資産については、計画的な改修等を実施します。その際、バリアフリー対策や省エネルギー対策、ユニバーサルデザイン等を検討し、可能な限り公共建築物としての機能性の向上を目指すこととします。
- 減価償却期間を超過して使用する施設については、さらに詳細な計画保全対策を検討し、長寿命化施策を実施することとします。
- 公共建築物の維持管理・更新、有効活用のために、「公共施設再配置計画」や「個別施設計画」により、その必要性、効率性、効果性の視点で取り組んでいきます。
- 今後の公共建築物の改修・更新等に要する費用は年度によって大きく変動することから、更新する公共建築物の選択と集中、かつ優先順位を定め、予算の平準化を図ることとします。
- 市として所有するよりも、より効果的と判断される場合や、市として利用が見込めない公共建築物については、積極的に貸付や売却など利活用方法について検討するなど、新たな財源の確保を図ることとします。
- 公共建築物の利活用により生み出された貸付収入や売却収入については、原則として公共施設等の維持管理・更新費用に充当する財源として積立てます。
- 将来的に行政需要が見込めない土地や建築物は貸付や売却を行い、歳入の確保に努め、公共施設等の維持管理・更新費用に充当する財源として積立てます。
- 公共施設維持改修基金を計画的・継続的に確保し、必要があると判断した場合に有効に活用していきます。

※バリアフリー対策とは、本計画では車いす利用者や高齢者などが、施設を利用するにあたり、支障となる段差の解消や物理的な障害を取り除くことを示します。

※ユニバーサルデザインとは、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)を示します。

①点検・診断等の実施

- 建築基準法に基づく定期点検を必要とする施設については、定期（建築物の敷地及び構造は3年以内毎、建築設備は1年以内毎等）に点検等を継続します。
- 消防法に基づく定期点検を必要とする施設については、定期（1年以内毎）に点検等を継続します。
- その他、昇降機、ボイラー等について、適切な点検、検査を行います。
- 建築保全業務に係る仕様書や積算等の見直しを行い、より適正な保全業務委託を行なえるようにします。
- 既存の公共建築物維持管理マニュアルについて見直しを行い、より適切に点検等を行なえるようにします。
- 公共建築物維持管理マニュアルに基づき施設点検シートを作成し、施設管理者に対し保全の実施状況の調査（保全実態調査）とその結果に基づく保全指導を実施します。
- 点検シート結果を含め、技術職員による施設点検を行います。
- 施設管理者への定期的な研修会等を通じて、日常の維持管理業務（保守、点検、清掃、警備等）の適正化・標準化を図ります。

②維持管理・修繕・更新等

- 設備機器の改修、更新毎に最新の省エネルギー、省メンテナンス機器の導入に努めることでトータルコストの削減を図ります。
- 全庁的に節電・節水の徹底を図り、維持管理費の削減に努めます。

※トータルコストとは、維持管理、修繕などにかかる費用の総額をいいます。

※省メンテナンス機器とは、従来の機器に比べ、部品交換や清掃などの整備・維持・保守・点検・手入れなどに係る期間の延長や作業性が優位となる機器を指します。

3-3. インフラ施設

中長期的な視点でのマネジメント

社会構造の変化に対応した適正な供給を図り、計画的な点検や維持補修により維持管理費用の適正化及び平準化を図ります。また、スポーツ施設（土木系施設）、道路、上下水道、公園といった施設種別ごとの特性を考慮し、長寿命化の推進にあたります。

①点検・診断等の実施

◇スポーツ施設（土木系施設）

- 施設については、指定管理者により、毎月の目視点検を継続します。
- 遊具については施設と同様に、指定管理者による毎月の目視点検を継続します。また、年1回の業者による点検を継続します。

◇道路

- 橋梁、トンネル、歩道橋については5年に1度の頻度で点検及び評価を行います。
- 橋梁の内、跨線橋については南海電鉄へ点検を業務委託します。
- 橋梁の点検は、跨線橋、跨道橋、緊急輸送路上の橋、橋長の長い橋を優先的に実施します。
- 舗装は「舗装調査・試験法便覧」に基づき路面性状測定車及び目視観察により調査・損傷度の判定を行います。なお調査の頻度は概ね5年に1度とします。
- 標識、照明、道路のり面・土工構造物の点検及び評価は「総点検実施要領(案)」(平成25年2月国土交通省)などに基づき実施を検討します。

◇公園

- 施設については、指定管理者による年4回の定期点検を継続します。
- 遊具については施設と同様に、指定管理者による定期点検に加え、毎年1回、有資格者による法定点検を行います。

◇河川

- 河川法・その他の関連法令・条例等に基づき、適正に維持・修繕が必要であることから、河川管理施設等について必要に応じて点検を実施します。
- 点検結果により、必要に応じて維持・修繕等の措置を講じます。
- 災害により被災した箇所については、その都度点検を行い、災害復旧や維持・修繕等の措置を講じます。

◇上水道

- 日常の維持管理、保守の適切な継続実施で、施設の健全度を向上させ、事故防止を図ります。
- 施設情報を電子化して整理することで、老朽度判定など多角的な分析を可能にします。
- 施設の老朽化に対しては、再構築のみならず、適切な点検・保守により施設寿命をマネジメントすることにより健全度を保持できるようにします。日常の維持管理上の情報を電子化するなどして多角的に分析できるようにしておき、施設管理情報と老朽度の情報を事業間で相互に共有することで、より精度の高い予測が可能になり、更なる健全性を維持することを目指します。

◇下水道

- 事後対応型の維持管理から予防保全型への移行を図り、布設後の年数が経過している施設は日常巡視及び点検を実施していきます。
- 調査、診断については、老朽化対策に係る下水道長寿命化計画策定に先立ち、実施します。
- 各業務間の連携を図り、効果的に維持管理が実施できるよう包括的管理委託を導入します。
- 滝畑浄化センターについては、運転管理委託において週3回の設備機器類の点検を継続します。また、年次計画に基づき機器類の更新を実施します。
- 公設浄化槽については、管理委託により点検、清掃、検査を実施予定ですが、今後の施設老朽化に備え包括的管理も検討します。

②維持管理・修繕・更新等

◇スポーツ施設(土木系施設)

- 令和2年度に策定したスポーツ施設個別施設計画に基づき、修繕・更新等を実施します。
- 各種点検結果に基づき、必要に応じた修繕に適宜取り組みます。
- 維持管理、更新等を確実に推進するため、予算確保に努めます。

◇道路

- 橋梁、歩道橋については、令和元年度(2019年度)に策定した「橋梁及び大型構造物個別施設計画」に基づき修繕を実施します。また橋梁によっては修繕に合わせて耐震補強工事を実施します。
- 舗装については、調査の結果に路線の重要度を加味した上で優先順位を定めて修繕工事を実施します。なお実施する工法については箇所ごとに検討を行います。
- トンネルについては、点検の結果、早急に対応しなければならない損傷箇所はありませんでしたが、今後計画的な修繕工事の実施検討を行います。
- 平成25年度(2013年度)より、橋梁及び舗装の修繕、補強工事には国の防災・安全交付金を活用しており、今後も活用していきます。
- 橋梁、歩道橋及び舗装の修繕計画においては、各年度に必要な修繕費用がなるべく平準化されるよう、修繕の対象となる橋梁、歩道橋及び路線の組み合わせを行います。
- トンネル等の他の施設についても、修繕費用の平準化が図られるよう修繕計画を策定します。
- 新工法の効果、実績等を調査の上、採用することで総コストの低減を図ります。
- 国の防災・安全交付金を積極的に活用します。

◇公園

- 社会資本整備総合交付金を活用し、平成30年度に策定した「河内長野市都市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の計画的な調査・補修及び更新に努めます。
- 定期点検、法定点検以外でも、日常管理の中で発見した損傷箇所等は、最適な方法による修繕に努めます。
- 誰もが安心して利用できる公園づくりのために必要な維持管理・更新費用の予算確保に努め、安全・安心に配慮した公園運営を目指します。

◇河川

- 河川施設の維持管理・修繕等を実施するための、必要な予算の安定的な確保に努めます。
- 点検結果を踏まえ、必要に応じた維持・修繕等に取り組みます。
- 災害により被災した箇所については、点検結果を踏まえて、災害復旧や維持・修繕等に取り組みます。

◇上水道

- 設置年度・経過年数や点検・診断等により高度の危険性が認められた施設については、更新、大規模修繕の計画を策定し、人口減少・需要減少を念頭にダウンサイジング（施設の規模、設備の能力）を検討し、大規模災害に備え、施設の耐震化を図る更新を行います。
- 施設の長寿命化を図るため、施設の老朽度に応じて、設備の適切な修繕を行います。
- 計画保全の時期を過ぎた既存施設について、更新に至る前に施設の安全性や運転に重大な支障をきたすことのないよう、応急保全を実施します。
- アセットマネジメントを実践することにより、必要な財源の安定的な確保に努めます。

◇下水道

- 管路施設の修繕、更新については、点検、診断に基づき事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を踏まえた下水道長寿命化計画を策定し、当該計画に基づく長寿命化を含めた計画的な改築等を実施していきます。
- 予防保全型維持管理の早期導入に努め、ライフサイクルコストの縮減、将来の維持管理における予算の平準化を図ります。
- スtockマネジメント手法を導入し、効率的な維持管理や改築等を実施し、安定した下水道事業運営を図ります。
- 下水道長寿命化支援制度により交付金を活用し、ライフサイクルコストの縮減を図りつつ、効果的に改築等を実施していきます。

※アセットマネジメントとは公共施設等を資産ととらえ、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うための方法（国土交通省用語解説参照）。

※ライフサイクルコストとは、建設から供用、廃棄に至るまでの合計費用を、供用期間で割った金額とします。

※ストックマネジメント手法とは、下水道を資産として捉え、下水道施設の状態を客観的に把握、評価し、中長期的な資産状態を予測するとともに、予算の制約を考慮して下水道施設を計画的、かつ、効率的に管理する手法として定義されています。

